

保存期間：3年
(2021事務年度末)

総務課

令和元年度会議等開催計画(第2四半期以降)

月	部長等会議	課長等会議	その他の会議等	行事等
7月	19 首席(次席)監察官会議 30 監督評価官室長等会議			16~18 会計検査院実地検査 22 日公協定期総会懇親会 25 日税連定期総会懇親会 26 局長事務打合せ会
8月	1~2 局長会議			22 日税連と庁幹部との懇談会 下旬~9月上旬 酒類業中央団体との意見交換会
9月	10 酒類監理官会議 25~26 徴収部長(次長)会議	18 税理士監理官会議 19 国税広報広聴室長会議 27 事務管理課長会議	5~6 検察官・国税検査官合同中央協議会 6 国税不服審判所長会議	20 全間連通常総会 27 組合交渉
10月	2~3 調査査察部長(次長・監理官)会議 7~8 課税(第一・第二)部長(次長)会議	9 税務相談室長(副室長)・総括税務相談官会議 10 総務課長会議 16 企画課長会議 17 厚生課長・診療所長会議 24 整理課長(審理官)・課税関係国税松井官室長(松井官)会議 31~1 徴収課長・機動課長・特整総括課長等会議	11 国税不服審判所部長審判官会議 17 税務大学校地方研修所長会議	3 法人会全国大会(三重大会) 17 財務省永年勤務者表彰財務大臣表彰式 18 国税庁永年勤務者表彰式 28 財務大臣・国税庁長官納税表彰式 上旬~中旬 財務省政策評価委員会・懇談会 下旬 財務省永年勤務者表彰事務次官表彰式 下旬~11月上旬 閣信・東京・名古屋・大阪局長納税表彰式 下旬~11月上旬 各局(所)永年勤務者表彰式 下旬~11月中旬 天皇・皇后両陛下御謁行式
11月	14 鑑定官室長会議 15 総務部長(次長)会議	5~6 個人課税課長会議 7~8 人事第一・第二・査考課長及び人事調査官会議 11~12 資産課税課長・資産評価官・機動課長会議 13~14 法人課税課長会議 18~19 課税総括課長会議 20 会計課長・常締監理官会議 21~22 管理運営課長・納税管理官会議 25 徴収関係国税税務官室長(松井官)会議 26~27 消費税課長・統括国税調査官会議 28 酒税課長・酒類業調整官会議	19 国税不服審判所管理課長会議 21~23 アジア税務長官会合(SGATAR)	5~6 国際税務行政セミナー(GSTAX)上級コース長官級 8 法人会全国青年の集い(大分大会) 29 組合交渉 上旬~中旬 秋の勲章伝達式
12月		5~6 調査管理課長会議		
1月	16~17 局長会議	30 査察管理課長・統括国税検査官会議	上旬~3月下旬 国税審議会	9 日税連新年賀詞交歓会 16 日公協新年賀詞交歓会 22 全法連税務・納税表彰式典及び新年賀詞交歓会 23 全間連新年賀詞交歓会 28 全青連新年賀詞交歓会 31 組合交渉
2月	28 総務部長会議			中旬~下旬 会計検査院実地検査
3月				中旬~下旬 財務省政策評価委員会・懇談会

(以下は元年4~6月の実績)

4月	16~17 調査査察部長会議	11 主任鑑定官会議 17 会計課長・常締監理官会議		1 総合職採用者の辞令交付等 25 法人会全国女性フォーラム(富山大会) 上旬~中旬 桜を見る会
5月	15 酒類監理官会議 16~17 調査査察部長会議 23~24 徴収部長会議 27~28 課税(第一・第二)部長会議		10 国税不服審判所長会議	17 組合交渉 30 春の勲章伝達式
6月	3~4 局長会議			6 日本酒造組合中央会通常総会 13 情報交換に係る感謝状伝達式 13 提案及び功績者表彰式 13 連納整理事務に係る長官特別表彰式 18 全納連定期総会 26 全青連会員総会 上旬~中旬 財務省政策評価委員会・懇談会

保存期間：3年
 (2021事務年度末)
総務課

国 会 関 係

1 国会対応

政府参考人答弁については、基本的に財務省所管委員会は次長、その他の委員会については審議官・部長が分業で対応している。

【参考】

国税庁としては、税務行政に関する細目的・技術的な事項について、的確に答弁を行うためには、国税組織の税務行政を第一次的に統括する役割を担う国税庁長官よりも、本省における各局局長と同様、直接的に各々の分野の施策及び業務に責任を持つ立場にある次長・審議官・部長が対応することとしている。

2 答弁実績（平成30事務年度）

(R1.6.11現在、単位：回)

回 次	答弁者等 通告者数	通 告 質問数	答弁者及び答弁回数					
			次 長	審議官	課税部長	徴収部長	調査査察部長	計
第197回（臨時会） 30.10.24～30.12.10 48日間	23	64 (2)	8	10	27	—	—	47 (0)
			大臣2(0)					
第198回（常会） 31.1.28～01.6.26 150日間	65	173 (10)	84	6	7	—	—	123 (5)
			総理3(0)、大臣18(5)、副大臣2(0) 政務官3(0)					

- (注) 1 「通告質問数」は、通告のあった質問の数（国税庁合議分を含む）を示す。
 2 「通告質問数」の括弧書は、国税庁合議分に係る質問の数を示す。
 3 「答弁回数」は、実際に質問のあった数（国税庁合議分を含む）を示す。
 4 「答弁回数」の括弧書は、国税庁合議分に係る答弁回数を示す。

保存期間：3年
(令和3事務年度末)
総務課

機構・定員関係

1 機構・定員管理の基本的な枠組み（資料1・資料2）

機構・定員管理については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）において、以下の基本的な枠組みが示されている。

<機構管理>

- 国の行政機関の機構管理については、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とする。
- 各府省は、機構の新設に当たっては、既存機構の廃止・再編等を行うことを原則とする。

<定員管理>

- 各府省の定員の合理化については、（中略）平成27年度以降、5年ごとに基準年度を設定し、府省全体で、対基準年度未定員比で毎年2%（5年10%）以上を合理化することを基本とする。
- 各府省は、（中略）組織内における行政需要の変化を反映して、自律的な組織内の再配置に努め、新規増員の抑制を図るものとする。その際、各府省の自己改革を促進する観点から、合理化目標数の一部については、（中略）再配置の要求を行うことができる〔下記※〕。
※ いわゆる自律的再配置（組織内定員の自律的な再配置により、業務量の増大に対応）

2 令和元年度機構・定員要求・査定

令和元年度の機構・定員要求については、「平成31年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」（平成30年7月10日内閣総理大臣決定）により、上記閣議決定に従って行うこととされた。また、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日改定総務大臣決定）では、各府省における業務改革の取組を要求に反映することが求められた。

（1）機構関係（資料3）

令和元年度の機構要求においては、上記方針を踏まえ、「ICT化への対応」、「国

際化への対応」、「審理体制の充実」及び「調査・徴収事務の複雑化等への対応」等の観点から要求を行ったところ、次のとおり機構の新增設が認められた。

<令和元年度の主な機構査定結果>

(1) ICT化への対応

区分	新 増 設 機 構	数	設 置 部 署
国税局	※情報システム監理官（仮称）	1	（東京）
	事務管理第一課（仮称）	1	総務部（大阪）
	事務管理第二課（仮称）	1	
	情報処理管理官	1	総務部（大阪）
	査察情報分析専門官	1	調査査察部査察総括第一課（関信）
	査察情報技術専門官	1	査察部査察開発課（東京）
	情報技術専門官	1	課税第一部個人課税課（広島）
		2	課税第一部統括国税実査官（東京）
		1	課税第二部統括国税調査官（東京）
		1	調査課（沖縄）

(2) 国際化への対応

区分	新 増 設 機 構	数	設 置 部 署
国税局	国際税務専門官	1	課税第一部統括国税実査官（東京）
		1	課税第二部法人課税課（東京）
		2	調査第一部国際調査課（東京）
		1	課税総括課（沖縄）
	査察国際専門官	1	調査査察部査察管理課（広島）

(3) 審理体制の充実

区分	新 増 設 機 構	数	設 置 部 署
国税局	審理専門官	1	徴収部徴収課（大阪）
税務署	審理専門官	8	設置署（長岡署、神田署3、岐阜北署、静岡署、堺署、神戸署）（徴収担当）

(4) 調査・徴収事務の複雑化等への対応

区分	新 増 設 機 構	数	設 置 部 署
国税局	※次長	1	徴収部（東京）
	統括国税査察官	1	調査査察部（関信）
	課長補佐	1	課税総括課（沖縄）
	査察機動専門官	1	査察部査察広域課（東京）
税務署	特別国税徴収官	13	主要署：管理運営
	特別国税調査官	1	主要署：個人
	特別調査情報官	1	設置署（那覇署）

(5) その他

区分	新 増 設 機 構	数	設 置 部 署
税務署	評価専門官	1	設置署（和歌山署）

(参考) 再任用短時間勤務職員用の機構

区分	新 増 設 機 構	数	設 置 部 署
国税庁	派遣監督評価官補	4	派遣監督評価官室（関信、東京、名古屋、大阪）
国税局	国税広報広聴専門官	1	総務部国税広報広聴室（関信）
	管理監査官	1	徴収部管理運営課（東京）
	実務指導専門官	1	徴収部徴収課（名古屋）
税務署	特別国税調査官	1	主要署：個人

(注) ※印は省令職7級II種以上を示す。下線付は新設機構を示す。

(2) 定員関係（資料4）

令和元年度の定員要求においては、上記方針を踏まえ、「税制改正等への対応」、「租税回避等への対応」、「新たな経済活動等への対応」等の観点から要求を行い、次のとおり差引+9人の純増という査定を受けた。

＜令和元年度の定員査定結果＞

			単位（人）
増 員	定員合理化数	差 引	令和元年度末定員
1,062	▲1,053	+9	55,903

※ 令和元年度末定員は、障害者雇用の推進のための定員（平成30年度：50人、平成31年度：170人）を加えたもの。

なお、当庁の定員は、平成元年度以降、消費税や地価税の導入もあり大幅な増員が認められてきたが、政府として行財政改革に取り組む中、国家公務員の定員を巡る状況が厳しくなり、平成9年度をピークに平成18年度まで純減傾向が続いた。平成19年度に10年ぶりの純増となって以降、平成23年度まで純増傾向となった。平成24年度以降は5年連続の純減となっており、平成23年度以降の累計で約600名の定員減となっていたが、平成29年度は6年ぶりに+1人の純増となり、平成30年度は引き続き純増の+7、令和元年度も純増の+9となった。

令和元年度 機構・定員要求 関連資料

○ 「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）【抄】

（前略）

1. 機構管理の方針

（中略）

- ① 国の行政機関の機構管理については、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とともに、既存機構の不断の見直しを図り、政府全体として戦略的な機構配置を実現する観点から、政策の重要度等を踏まえた機構の重点配置及び府省の枠を超えた機構の再配置を推進する。
- ② このため、各府省は、機構の新設に当たっては、既存機構の廃止・再編等を行うことを原則とするとともに、必要に応じて府省の枠を超えた機構再編についても検討するものとする。

（中略）

2. 定員管理の方針

（中略）

(1) 計画期間中の定員管理

- ① 各府省の定員の合理化については、ICT の活用など行政の業務改革の取組を推進しつつ、計画的に実施することとし、平成 27 年度以降、5 年ごとに基準年度を設定し、府省全体で、対基準年度末定員比で毎年 2%（5 年 10%）以上を合理化することを基本とする。

（中略）

- ② 各府省は、業務改革の取組を具体的に推進しつつ、定員の合理化を行い、組織内における行政需要の変化を反映して、自律的な組織内の再配置に努め、新規増員の抑制を図るものとする。その際、各府省の自己改革を促進する観点から、合理化目標数の一部については、内閣人事局の定めるところにより、業務改革による定員合理化の具体的な取組と併せて、再配置の要求を行うことができるとしている。これに係る合理化目標数については、各府省における業務改革の取組状況等を踏まえ、5 年の計画期間内において、各年度に実施する合理化の員数を弾力化することとする。

（中略）

(2) 各年度の定員管理

（中略）

- ③ 各府省は、業務量に応じた業務実施体制や効率的・効果的な業務処理の在り方について不斷に検証を行うとともに、行政事業レビューや政策評価

の結果、行政評価等による勧告等を反映し、定員配置の最適化を図ることとする。

各府省の業務改革の取組を推進するため、総務省は、毎年度の機構・定員要求までに、各府省の業務改革の取組状況や業務の実施体制を点検し、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（以下「取組方針」という。）を策定する。各府省は、取組方針を踏まえて機構・定員要求を行い、内閣人事局は、各府省の業務改革の取組を機構・定員の審査に適切に反映させる。総務省及び内閣人事局は、各府省の業務改革の具体的な取組及び機構・定員への反映状況を毎年度取りまとめ、公表する。

- ④ 新規増員は、政府の新たな重要課題に適切に対処するため、政府全体の人的資源の戦略的な再配置を実現する観点から、特に必要が認められる場合に限ることとする。各府省は、既存業務の増大への対応に当たっては、自律的な組織内の再配置によることを原則とし、新規増員は厳に抑制する。
- ⑤ 年度途中に顕在化した課題に対して、緊急に体制を整備する必要がある場合には、定員上の措置を含め、機動的・弾力的に対応する。

3. その他

- ① 各府省の国家公務員の定員管理の円滑化に資するため、府省間の実人員の移動の推進に努めるものとする。
(以下略)

- 「平成 31 年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」

（平成 30 年 7 月 10 日内閣総理大臣決定）【抄】

（前略）

2. 各府省の要求等について

（中略）

（2）機構及び定員について

各府省は、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に従い、次に掲げる方針に沿って、機構及び定員について所要の要求を行う。

- ① 国の行政機関の機構管理については、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とし、各府省は、既存機構の廃止要求と併せて新設要求を行う。
- ② 定員については、新設されたサイバーセキュリティ・情報化審議官等を中心に、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）等に基づき、ICTの活用などによる業務改革の取組を徹底し、定員合理化、新規増員の抑制に取り組む。

定員合理化については、内閣人事局長通知に基づき、所要の要求を行う。

既存業務の増大への対応は各府省内の定員の再配置により対処するとともに、新たな行政課題についても、できるだけ再配置による対処に努め、新規増員の抑制を図る。

新規増員の要求については、前段の取組により極力絞り込み、1. に掲げる内閣の重要政策に係る取組を推進する体制の整備に重点化することとし、④に掲げる緊急重点分野に係るもの、東日本大震災からの復興関連など時限のもの、上記の業務改革に係るもの及び新設組織に係るものをお除き、前年度要求数と同数以下となるよう、厳しく抑制する。

(中略)

⑤ 新たに設置することが予定されているカジノ管理委員会の体制については、簡素で効率的な行政組織の下でカジノ施設の設置及び運営に関する規制の的確な執行が確保されるよう、関係府省の協力を得つつ、人材の確保と併せて、必要な体制の整備を計画的に進める。

⑥ 公文書に関するコンプライアンス意識を改革し、公文書管理の適正を確保するため、内閣府及び各省庁において所要の体制整備を図る。

(以下略)

○ 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日改定総務大臣決定）【抄】

(前略)

Ⅲ その他

1 (中略)

各府省は、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づき、業務改革に取り組み、定員の再配置の要求を行うに当たっては、IIに掲げる取組を重点的に進めるほか、BPRの取組を伴わない業務改革についても、ICTを活用した業務処理の効率化・迅速化等、業務や手続の必要性を見直し、社会経済情勢や業務量の変化を踏まえた業務の実施体制の見直し、業務の実施主体の見直し等の観点に留意して、実効性の高い取組を進めるものとする。

総務省行政管理局及び内閣人事局は、各府省の業務改革に関する具体的な取組及び機構・定員査定への反映状況を定期的に取りまとめ、公表するものとする。

(以下略)

○ 「平成 31 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成 30 年 7 月 10 日閣議了解）【抄】

(前略)

1. 要求・要望について

(中略)

(3) 義務的経費

(中略)

なお、義務的経費についても、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図る。

(以下略)

○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」【抄】

(令和元年 6 月 21 日閣議決定)

(抜粋)

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

⑤税制改革、資産・債務の圧縮等

(基本的考え方)

急速な少子高齢化、働き方の変化など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、引き続き税体系全般にわたる見直しを進めるとともに、国・地方の資産・債務の圧縮等を推進する。

(税制改革)

個人所得課税や資産課税について、人生100 年時代を見据え、働き方の多様化への対応や再分配機能の向上、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討を進める。個人所得課税について、ライフコースの多様化も踏まえ、老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度の構築に向けて、包括的な見直しを進める。資産課税についても、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期に中立的な制度の構築に向け、検討を進める。

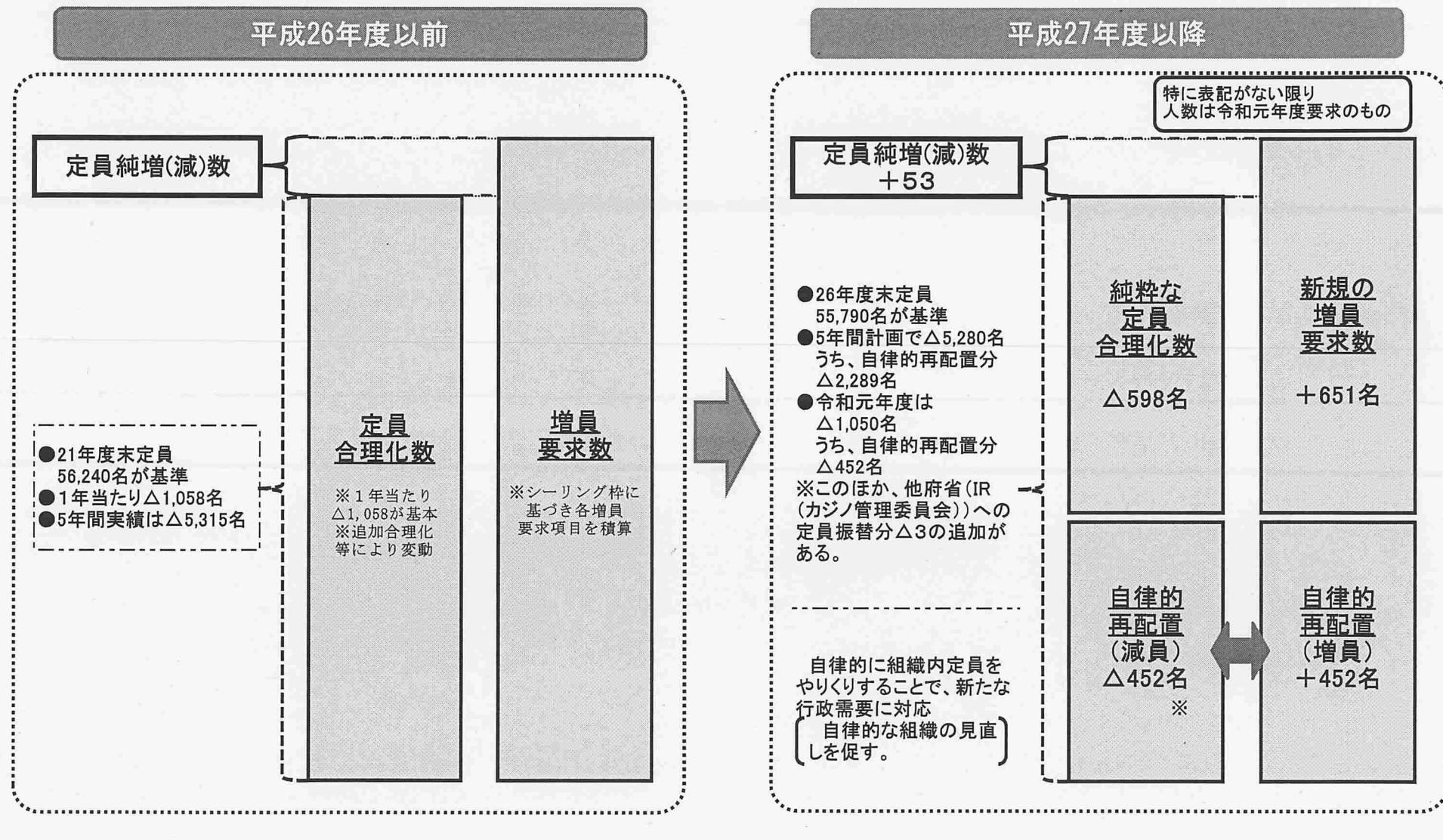
企業に対し、これまで進めてきた成長志向の法人税改革の活用等により、賃上げや生産性向上への取組を促すとともに、租税特別措置について、毎年度、適用状況や政策効果を見極めながら必要な見直しを行う。

国際協調に基づく「B E P S プロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。経済の電子化に伴う課税上の課題についても、長期的な解決策の国際的な合意に向けた議論に積極的に貢献する。あわせて、税務当局間の情報交換を一層推進する。

ＩＣＴの更なる活用等を通じて、納税者が簡便・正確に申告等を行うことができるよう納税環境の利便性を高め、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務関係システムの高度化も図りつつ、税務手続の電子化等を一層推進する。グローバル化やＩＣＴ化が急速に進展するとともに、新たな経済活動が拡大する中で、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

(以上)

平成27年度以降の定員合理化計画に基づく定員要求スキーム



近年の主な機構査定の状況

《平成 30 年度》

- I C T 化への対応
 - (局) 査察情報分析専門官（東京 1）
- 国際化への対応
 - (局) 国際税務専門官（福岡 1、関信 2、東京 7、名古屋 1）
 - (署) 国際税務専門官（3）
- 審理体制の充実
 - (局) 審理専門官（関信 1、東京 2、大阪 1、福岡 1）
 - (局) 査察審理官（関信 1）
 - (署) 審理専門官（1）
- 調査・徴収事務の複雑化等への対応
 - (局) 課税第一部次長（東京 1）
 - (局) 統括国税実査官（消費税等担当）（東京 1、大阪 1）
 - (局) 特別機動国税徴収官（東京 1）
 - (署) 特別国税徴収官（12）
 - (署) 特別国税調査官（7）
- その他
 - (局) 実務指導専門官（関信 1、東京 1）
 - (局) 酒類業調整官（広島 1）
 - (署) 評価専門官（1）

《平成 29 年度》

- I C T 化への対応
 - (庁) 課長補佐（企画課 2）
 - (署) 情報技術専門官（1）
- 国際的な租税回避等への対応
 - (庁) 国際課税企画官（課税総括課 1）
 - (局) 統括国税実査官（東京 1）
 - (局) 国際税務専門官（東京 2、大阪 2、熊本 1）
 - (署) 国際税務専門官（3）
- 酒税行政への対応
 - (局) 酒類業調整官（東京 1）
 - (局) 酒類取引専門官（仙台 1、関信 1、東京 1、名古屋 1、大阪 1、広島 1）
- 調査・徴収事務の複雑化等への対応
 - イ 調査・徴収体制の強化
 - (局) 特別国税査察官（関信 1）
 - (局) 統括国税査察官（熊本 1）
 - (局) 査察情報管理専門官（東京 1）
 - (局) 査察機動専門官（東京 1）
 - (署) 特別国税徴収官（10）
 - (署) 特別国税調査官（12）
 - ロ 審理体制の充実・納税環境整備への対応
 - (局) 審理専門官（仙台 1、関信 1、名古屋 1）
 - (署) 審理専門官（5）
- その他
 - (局) 人事専門官（関信 1）
 - (局) 課長補佐（関信 1、東京 2、名古屋 1、大阪 1）

- (局) 実務指導専門官（東京 1）
- (署) 評価専門官（1）

《平成 28 年度》

○ I C T 化への対応

- (庁) 国税企画官（企画課 1）
- (署) 情報技術専門官（1）

○ 国際化への対応

- (庁) 国際企画調整官（国際業務課 1）
- (庁) 課長補佐（課税総括課消費税室 1、酒税課 1）
- (局) 国際税務専門官（東京 1、大阪 1）
- (局) 主任国際情報審理官（東京 1）
- (局) 国際情報審理官（東京 1）
- (署) 国際税務専門官（2）

○ 調査・徴収事務の複雑化等への対応

イ 調査・徴収体制の強化

- (局) 特別国税査察官（関東信越 1）
- (局) 納税催告専門官（札幌 1、東京 1、金沢 1、名古屋 1、広島 1、高松 1、福岡 1、熊本 1）
- (局) 評価公壳専門官（札幌 1、仙台 1、関東信越 6、東京 9、金沢 1、名古屋 3、大阪 4、広島 1、高松 1、福岡 2、熊本 2、沖縄 1）
- (局) 査察機動専門官（関東信越 1）
- (署) 特別国税徴収官（13）
- (署) 特別国税調査官（19）

ロ 審理体制の充実・納税環境整備への対応

- (局) 審理専門官（大阪 1）
- (局) 訟務専門官（札幌 1、仙台 1、関東信越 1、東京 1）
- (署) 審理専門官（7）

○ 消費税軽減税率制度への対応

- (庁) 参事官（長官官房 1）
- (庁) 課税企画官（課税総括課 1）
- (庁) 消費税軽減税率制度対応室（課税総括課 1）
- (庁) 課長補佐（課税総括課消費税軽減税率制度対応室 3）

○ その他

- (庁) 課長補佐（総務課税理士監理室 1）
- (局) 人事専門官（広島 1）
- (署) 評価専門官（2）

資料4

国税庁の定員査定の推移

年 度	年度末定員	増 減
平成元	54,376	+ 857
2	55,029	+ 653
3	55,679	+ 650
4	56,230	+ 551
5	56,589	+ 359
6	56,752	+ 163
7	56,961	+ 209
8	57,108	+ 147
9	57,202	+ 94
10	57,199	△ 3
11	57,100	△ 99
12	56,916	△ 184
13	56,718	△ 198
14	56,466	△ 252
15	56,315	△ 151
16	56,239	△ 76
17	56,185	△ 54
18	56,159	△ 26
19	56,185	+ 26
20	56,216	+ 31
21	56,240	+ 24
22	56,261	+ 21
23	56,263	+ 2
24	56,194	△ 69
25	55,856	△ 338
26	55,790	△ 66
27	55,703	外△ ²² △ 65
28	55,666	外△ ¹³ △ 24
29	55,667	+ 1
30	55,724	+ 7
令和元	55,903	+ 9

(注1) 平成27年度及び28年度の増減欄内の外書きは、本省への振替によるもの。

(注2) 平成30年度の年度末定員については、別途措置された障害者雇用の推進のための定員50人が含まれる。

(注3) 令和元年度の年度末定員については、別途措置された障害者雇用の推進のための定員170人が含まれる。

保存期間：3年
(2021事務年度末)
総務課・調整室

職員団体関係

1 職員団体の概要

(1) 国税労働組合総連合（国税労組）

- イ 国税局ごとに組織されている12の単位組合が構成する協議体組織
- ロ 日本労働組合総連合（連合）系の国公関連労働組合連合会（国公連合）に加盟

(2) 全国税労働組合（全国税）

- イ 全国单一体で、地方組織としておおむね各国税局単位で地方連合会を組織
- ロ 全国労働組合総連合（全労連）系の日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）に加盟
- ハ 沖縄非現業国家公務員労働組合全税支部国税部門連合会と協議会を結成

2 長官交渉

(1) 交渉の状況

両職員団体との交渉は、年4回実施しており、令和元事務年度の交渉は、9月、11月、1月、5月の実施を予定している。

(2) 交渉議題

交渉議題は、処遇改善、人事異動関係、事務運営（勤務条件の改善）の分野を中心としており、前事務年度の交渉において取り上げられた主な項目は、次のとおりである。

イ 国税労組

《処遇改善・人事異動》

- ① 身上申告書に記載された希望の尊重
- ② 青年層、中高年層職員の処遇改善
- ③ 女性登用における職員の身上等への配慮
- ④ 行(二)等職員の処遇改善
- ⑤ 再任用職員の処遇改善
- ⑥ 予告日の前倒し、発令日の後倒し及び赴任期間の拡大

《予算》

- ① 定員・機構及び必要な経費予算の確保、上位級別定数の拡大
- ② 非常勤職員に係る予算の確保

《賃金・労働条件等》

- ① 全級全号棒における税務水準差の拡大
- ② 退職手当及び通勤手当の改善等に関する人事院への働きかけ
- ③ 職場実態を踏まえた定年引上げに向けた人事院への働きかけ

《確定申告期事務》

- ① 局署・拠署一体体制の構築
- ② 週休日対応（閉庁日対応）の見直し
- ③ 非常勤職員用KSKパソコンの必要台数確保

《その他》

- ① 国税専門官試験採用者の当初配置の変更
- ② 障害者雇用の今後の予定（採用計画、研修等）
- ③ 内部事務のセンター化に関する方向性と課題
- ④ 人事院規則の改正に伴う今後の超勤管理
- ⑤ 入力業務委託業者の契約違反に係る今後の対応

□ 全国税（協議会）

《公正で明朗な人事の確立》

- ① 中高年層職員の待遇改善
- ② 再任用職員の待遇改善
- ③ 女性職員の計画的登用
- ④ 行(二)職員の待遇改善

《賃金・制度等の改善》

- ① 賃金の平均月額23,000円増額
- ② 上席6級格付けに関する査定当局への働きかけ

《確定申告期事務》

- ① 健康第一の事務運営（立ちっぱなし相談反対）
- ② 連日・長時間の超過勤務反対、超過勤務手当の完全支給、16時前相談受付終了の広報徹底、定時退庁日の完全実施
- ③ 日曜開庁（閉庁日対応）反対
- ④ ID・パスワード発行のノルマ化反対

《労働強化・事務運営》

- ① 管理運営部門の見直し（増員、相談事務の切離し、国税専門官試験採用者の当初配置見直し、事務精通者の育成、提出票システム化の見通し）
- ② 調査件数の削減、確定申告期前の調査強要反対
- ③ 内部事務のセンター化の十分な検証（試行実施署において超過勤務増加）

《その他》

- ① 全国税差別の是正、組合員への発令
- ② 沖縄事務所に対する一方的局間人事交流反対
- ③ 非常勤職員の継続雇用、賃金の引上げ
- ④ あらゆるハラスメントの根絶
- ⑤ 障害者雇用の進展状況、職員向け研修の実施状況
- ⑥ 税大のラジオ体操の強制反対

職員団体の組織

○ 国税局単位の職員団体

職員団体 国税局(所)	国税労組	全国税	その他
札幌	北海道国税労働組合	北海道地方連合会	
仙台	東北国税労働組合	東北地方連合会	
関東信越	関東信越国税労働組合	関信地方連合会	
東京	東京国税労働組合	東京地方連合会	
金沢	北陸国税職員労働組合	北陸地方連合会	
名古屋	名古屋国税職員労働組合	東海地方連合会	
大阪	大阪国税労働組合	近畿地方連合会	
広島	中国国税職員組合	—	
高松	四国国税労働組合	四国地方連合会	
福岡	福岡国税労働組合	九州地方連合会	
熊本	熊本国税労働組合		
沖縄	沖縄国税労働組合	—	沖縄国公労 全税支部

(参考) 国税庁の職員団体

府	国税庁職員労働組合	—	
---	-----------	---	--

※ 平成24年4月に国税庁職員労働組合（国税庁職組）が設立され、国税労組にオブ
加盟している。

保存期間：3年
(2021事務年度末)
総務課

国税審議会の概要

1 概要

平成13年1月6日の中央省庁等改革に伴い、それまで国税庁に設置されていた国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会の三つの審議会が統合され国税審議会が発足した（財務省設置法第21条第1項）。

国税審議会は、20人以内の委員で組織することとされており、その分科会として、国税審査分科会、税理士分科会及び酒類分科会の三つの分科会が置かれている（国税審議会令第2条、第6条）。

2 所掌事務

- (1) 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議（国税通則法第99条）
- (2) 税理士試験の受験資格の認定、試験科目の一部免除の認定、税務職員等に係る研修の指定及び執行（税理士法第5条、7条、8条、12条）
- (3) 税理士の懲戒処分等の審議（税理士法第47条）
- (4) 酒税の保全のため酒類業者に対し命令を発する場合、公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準及び重要基準の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条、第86条の8）
- (5) 酒類業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後の命令、酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後の命令及び酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第17条第5項、第28条第5項、第39条第5項、第112条第3項及び第116条第3項、資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項）

3 国税審議会委員の改選

国税審議会委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命することとされている。

現委員については、前委員の任期満了（平成 31 年 1 月 5 日、任期：2 年）に伴う改選により、本年 1 月 6 日付で任命されている（国税審議会令第 3 条、第 4 条）。

4 開催状況

(1) 国税審議会（本会）

会長互選のほか、分科会において処理した事項について報告を受けるため及び税務行政の在り方等について意見を交換するために、年 1 回（例年 2～3 月）程度開催している。

(2) 税理士分科会

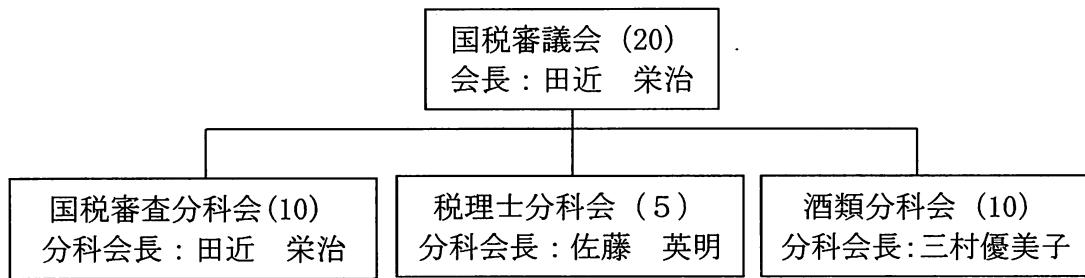
税理士の懲戒処分等及び税理士試験について審議するため、例年 12 月に 2 回、5 月下旬から 6 月上旬に 2 回程度開催している。

懲戒処分等の審議においては国税企画官、税理士試験の審議においては人事課長が出席している。

(3) 国税審査分科会及び酒類分科会

法定審議事項がある場合に随時開催している。

1 国税審議会の組織



- (注) 1 括弧内の数字は、委員の定員を示す。
2 税理士分科会には、委員のほか試験委員及び懲戒審査委員が任命されている。
3 会長が分科会に調査審議させることが適當と認めた事項について、分科会に付託することができ、この場合において、審議会は会長が適當と認めた場合に限り、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる（国税審議会議事規則第3条）。

2 平成29事務年度の開催状況

○ 国税審議会

回次	開催年月日	議題
第20回	平成31年3月13日	<input type="checkbox"/> 会長互選 <input type="checkbox"/> 国税審議会の概要及び各分科会の最近の活動状況 <input type="checkbox"/> 税務行政の現状と課題

○ 国税審査分科会

回次	開催年月日	議題
第12回	平成31年3月13日	<input type="checkbox"/> 分科会長互選 <input type="checkbox"/> 国税不服審判所の概要

○ 税理士分科会

回 次	開 催 年 月 日	議 題
第86回	平成30年12月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度（第68回）税理士試験の結果等について ○ 平成29年度指定研修の実施結果について ○ 平成31年度（第69回）税理士試験について
第87回	平成30年12月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税理士等の懲戒処分等 ○ 試験免除の申請等
第88回	平成31年 3 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分科会長互選 ○ 試験委員の推薦 ○ 懲戒審査委員の推薦
第89回	令和元年 5 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度（第69回）税理士試験の試験問題等の審議 ○ 受験資格の認定の申請 ○ 試験免除の申請等
第90回	令和元年 5 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税理士の懲戒処分 ○ 懲戒審査委員の推薦

○ 酒類分科会

回 次	開 催 年 月 日	議 題
第20回	平成31年 3 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分科会長互選 ○ 酒類行政における最近の取組等 ○ 未成年者飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部改正等 ○ ビール業界におけるCO₂排出量削減の取組について ○ 地理的表示部会の閉会等

○ 酒類分科会 地理的表示部会

回 次	開 催 年 月 日	議 題
第2回	平成31年 3 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガイドライン制定後のG I制度をめぐる動きについて

地理的表示部会は、「地理的表示に関する表示基準」に関するガイドラインについて調査審議を行うために、平成 27 年 6 月 17 日に設置されたが、ガイドラインの制定から約 3 年が経ち、本制度が一定程度定着したため、平成 31 年 3 月 13 日に閉会した。

保存期間：3年
(2021事務年度末)
総務課

会計検査院関係

1 概要

会計検査院は、憲法90条及び会計検査院法の規定に基づき、国の収入支出その他の会計の検査を行い、その結果を毎年度の決算検査報告として取りまとめ、内閣に提出している（例年11月初旬）。

この決算検査報告は、内閣から国会に提出され、国会の決算審査（衆議院決算行政監視委員会、参議院決算委員会）を行う際の資料として活用されている。

2 実地検査の状況

会計検査は、書面検査と実地検査の二つの方法により行われる。

平成30年度の実地検査については、平成30年10月から令和元年6月までの間に12局（所）及び55署に対して行われた。

国税庁本庁に対する実地検査については、例年2回実施されており、第1回目は平成31年2月中旬に実施され、第2回目については本年7月16日（火）～18日（木）に実施されることが決定している。

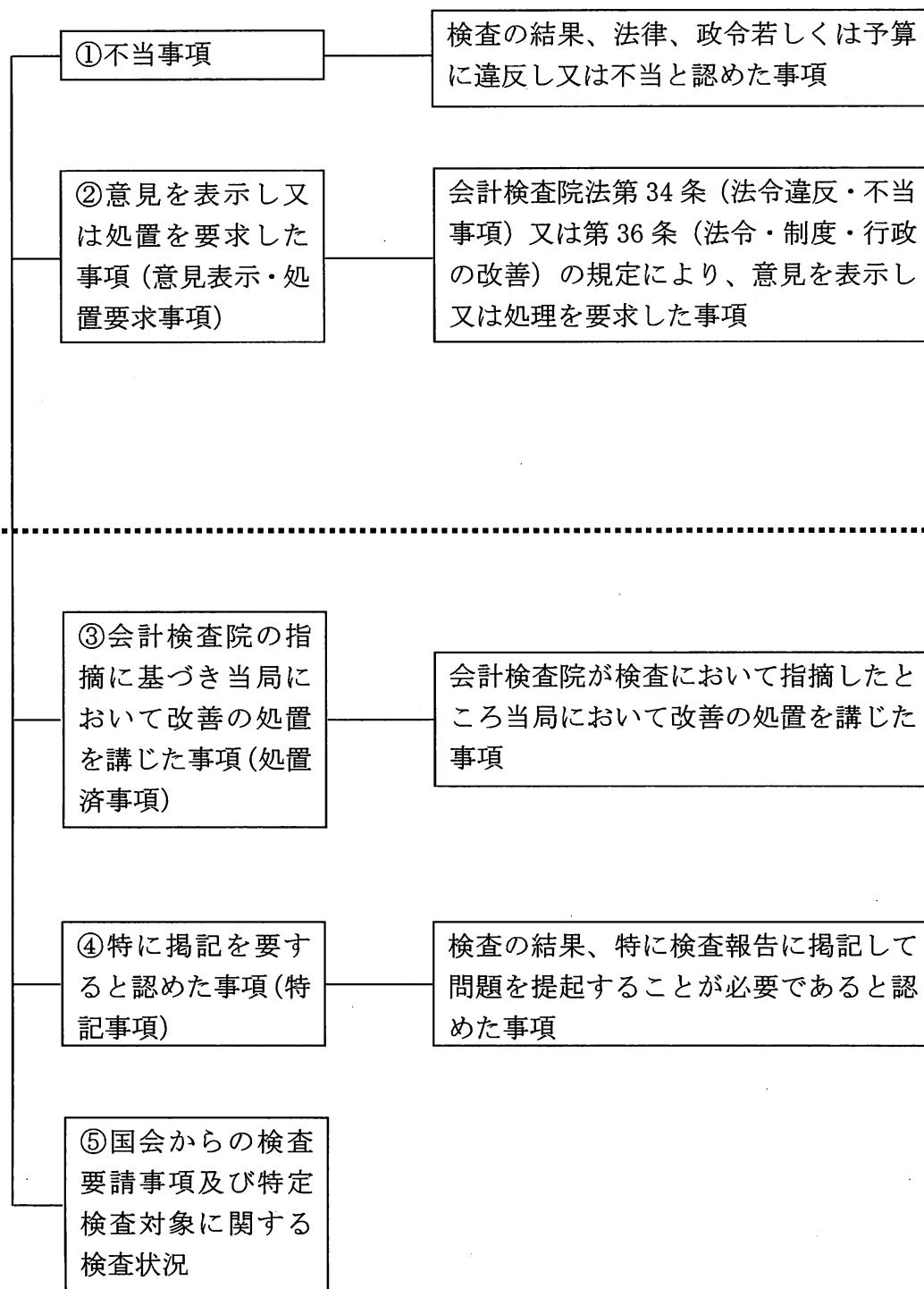
本年7月の本庁実地検査においては、各税事務の現状の説明及び支出に関する検査のほか、テーマ別項目に対する検査が行われる予定である。

国会に対する弁明書提出



弁明書提出不要

決算検査報告に掲記される事項等の概要



保存期間：3年
(2021事務年度末)
総務課
課税部・徴収部

関係民間団体との連携・協調

1 基本的な考え方

関係民間団体（以下「団体」という。）は、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等を図るための啓発活動に取り組んでおり、税務行政の円滑な執行に寄与している。

国税庁としては、昨今の税務行政を取り巻く環境が一層厳しさを増す状況を踏まえ、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現していくために、国家公務員倫理法等の規程を遵守し適切な関係を維持しつつ、従来以上に団体と連携・協調を図っていく必要がある。

以上のことから、当局において事務系統横断的に必要な体制を整備し、団体の現状やニーズ等を把握するとともに、団体に対する職員の意識の醸成を図りつつ、各地域の実情を踏まえた上で団体との連携・協調策を検討・実施している。

2 これまでの取組

上記1の考え方から、平成27事務年度以後、団体との連携・協調について本格的に議論を開始し、次の取組を実施している。

(1) 個々の単位会の状況に応じた施策の実施方針の明確化

単位会を3つの類型に分類し、各団体との意見交換等を通じて、団体の現状やニーズ等を十分に把握した上で、それぞれの類型に応じた施策を実施。

類型		施策内容
I	活動が活発	更なる自発的な活動の促進を提案 模範となる先行的な取組や他単位会を支援する役割を提案
II	比較的安定	活動の活性化に向けた施策を検討することを提案
III	単独での活動の実施が困難	他の単位会との共同事業を提案 会の根幹となる事業が維持できるよう支援

(2) 局署における検討・実施体制の整備

- ・ 局は総務部長ヘッドの体制、署は署長ヘッドの体制を構築。
- ・ 上記(1)を踏まえ、署で団体間の連携等も含めた効果的な施策を検討するため、

「連携・協調策シート」を整備（当該シートはP D C Aサイクルに基づく検討や定期人事異動期の署幹部の引き継ぎにも活用）。

- ・ 各署の取組状況を客観的に把握（見える化）するため、「取組状況一覧」を整備。
- ・ 局は、「連携・協調策シート」及び「取組状況一覧」を活用し、各単位会の状況や各署の取組状況を把握した上で、署を跨いだ施策など今後の取組方針を検討。必要に応じて、署への指導・助言等を実施。

(3) 有効施策のノウハウ等の共有

- ・ 他署・他局の参考となる施策は、「有効施策紹介シート」を作成・提出。
- ・ 庁において、「有効施策紹介シート」を庁ポータルサイト「関係民間団体サイト」に掲載することで、各局・事務系統横断的に情報を共有。
- ・ 会議資料や各団体独自の取組に係る資料等を、庁ポータルサイト「関係民間団体サイト」に掲載することで、各局・事務系統横断的に情報を共有。

(4) 長官感謝状の贈呈

日ごろの税務行政への協力のみならず、団体の活動を通じて、特に顕著な功績を挙げた者等に対し、平成30事務年度より長官感謝状を贈呈し、当局として感謝の意を示すこととした。

なお、令和元事務年度においては、10月28日（月）に開催される財務大臣・国税庁長官納税表彰式に併せて長官感謝状を贈呈することとしている。

3 今後の取組方針

団体との連携・協調については、各団体の現状やニーズを十分に把握し、継続的に実施していくことが重要であることから、引き続き局署における取組を実施しつつ、P D C Aサイクルに基づく検討を実施。

府においても、引き続き各種のツールや会議等を通じて、局署の取組及び団体の状況を的確に把握し、有効施策の共有などにより局署の取組を支援するとともに、団体間の連携などの団体の功績についても、機を逸することなく適切に評価。

関係民間団体の概要

区分	青色申告会	法人会	間税会	納税貯蓄組合	納税協会
組織	全国会	1	1	1	-
	局単位	10	8	12	1
	県単位	41	41	36	-
	署単位会	1,783	440	439	83
	計	1,835	490	488	84
	総会員数	590千人 (平31/3末現在)	769千社 (平30/12末現在)	91千人社 (平31/4現在)	1,056千人社 (平29/3末現在)
主な活動	①青色申告の普及 ②小規模納税者に対する記帳指導、決算指導 ③税務、経理及び経営等の調査研究 ④広報(機関紙の発行等) ⑤税制改正要望 ⑥福利厚生	①税知識の普及 (各種研修会開催等) ②租税教育の推進 ③広報(機関紙の発行等) ④税制改正要望 ⑤福利厚生	①消費税完納運動の推進 ②消費税の啓発活動等 ③各種研修会等の開催 ④広報(機関紙の発行等) ⑤税制改正要望 ⑥付加価値税等に関する研究活動	①納税資金備蓄の推進 ②振替納税の推進 ③期限内納付定着の推進 ④租税教育の推進(中学生の税についての作文事業) ⑤広報(会報紙の発行等) ⑥共済	①税知識の普及 (説明会・機関誌発行等) ②適正な申告納税の推進 (税務相談等) ③税制改正要望 ④福祉制度事業 (各種あっせん)
名称	(一社)全国青色申告会総連合	(公財)全国法人会総連合	全国間税会総連合会	全国納税貯蓄組合連合会	(公財)納税協会連合会
所在地	千代田区神田駿河台	新宿区四谷坂町	港区西新橋	千代田区神田須田町	大阪市中央区谷町
設立年月日	昭和30年10月19日 (平成25年5月1日)	昭和29年10月22日 (平成23年4月1日)	昭和48年4月25日	昭和33年10月7日	昭和21年6月29日 (平成24年4月1日)
会長	八坂 泰司	小林 栄三	大谷 信義	飯島 賢二	尾崎 裕
全国会の概要	青色申告会の指導連絡を図り、青色申告を基盤とした税務、経理及び経営の調査、研究並びに指導を行うとともに、小規模事業者の公正な世論を結集して、その実現に努め、もって申告納税制度の確立と小規模企業の振興に寄与する。	全国各地で活動する「法人会」と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行うことにより、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢献する。	間接税行政に協力することを基本理念とし、申告納税制度下における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与する。	納税貯蓄組合連合会の相互の連絡協調を図るとともに、これらの連合会の指導を通じて納税貯蓄組合の健全な発展に寄与する。	大阪局及びその管下税務署との連絡協調の下に、すべての納税協会が本会を中心として、税知識の普及に努め、適正な申告納税制度の推進と納税道義の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、併せて企業経営の健全な発展と明るい地域社会の発展に寄与する。
設立目的					

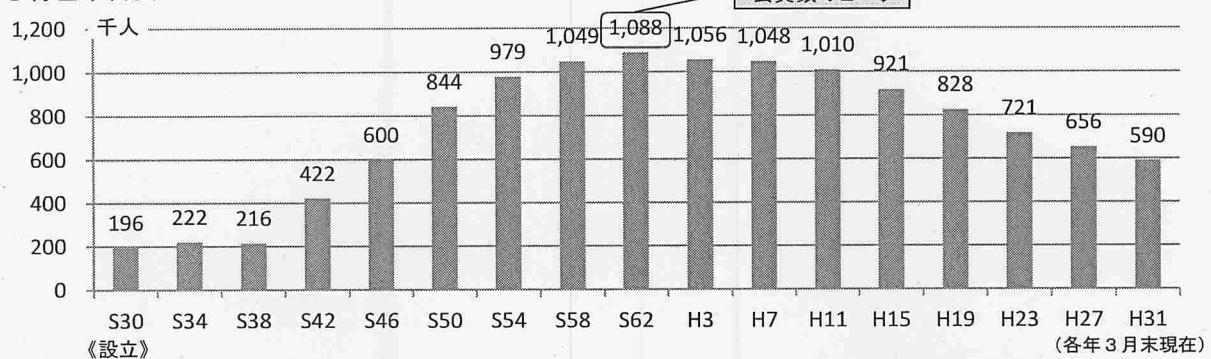
(注1) 「設立年月日」欄の()は、一般社団化・公益財団化した年月日を示す。

(注2) 青色申告会の署単位会数には、署単位会のほか市町村単位会を含む。

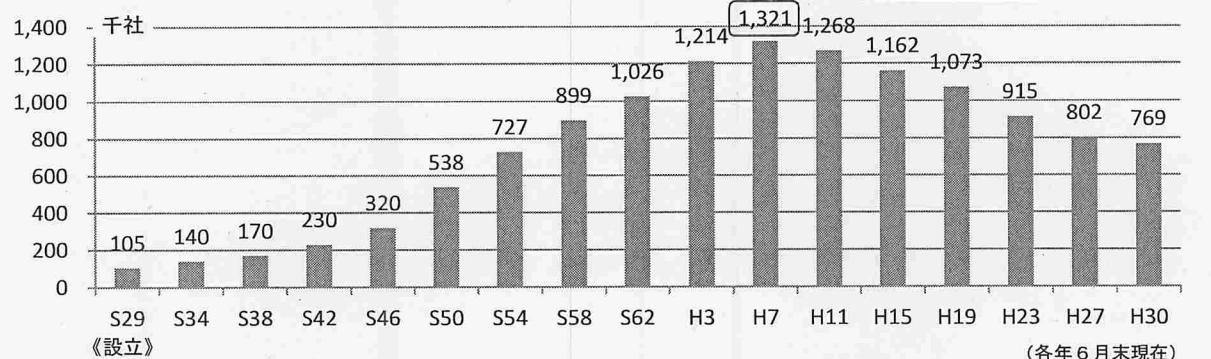
(注3) 上記団体のほか、国税庁が関係民間団体としている組織として、税理士会、酒類業組合、日本税務協会がある。

会員(企業)数の推移

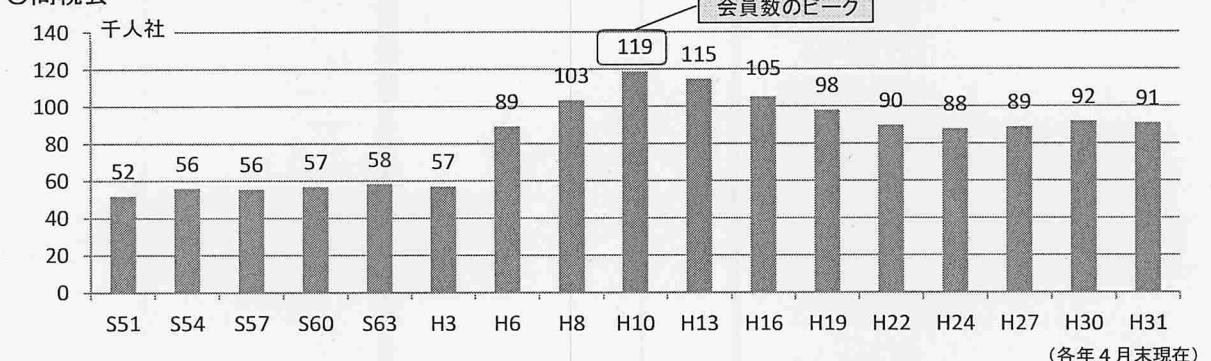
○青色申告会



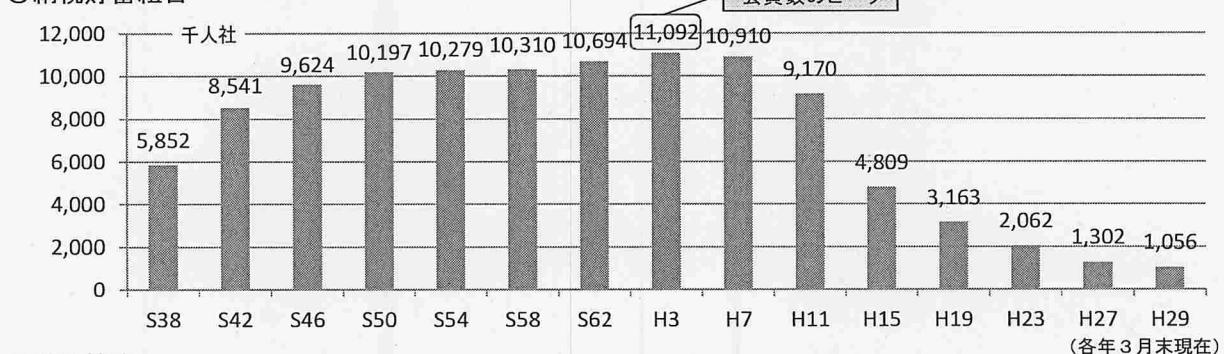
○法人会



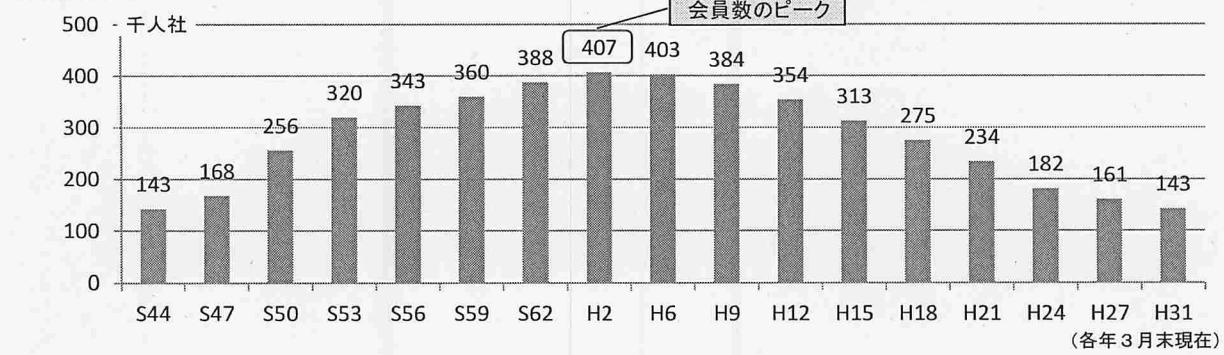
○間税会



○納税貯蓄組合



○納税協会



保存期間：3年
(令和3事務年度末)
総務課

緊急対応体制の整備

1 緊急対応体制の整備の目的

緊急対応体制の整備の目的は、納税者や税務行政等に大きな影響を及ぼすおそれのある緊急に対応すべき事案の発生時に適切に対応することにより、納税者等の権利・利益の保護、情報漏えいの防止、職員の安全確保、税務行政の円滑な遂行、税務行政に対する信頼の確保等を図ることにある。

2 緊急対応事案の類型

「緊急対応体制の整備について」（事務運営指針）において、以下の事案を緊急対応事案として、関係部署が一体となって緊急かつ適切に報告等の対応を行うこととしている。

(1) 災害・犯罪関係原因事案

災害・事故・犯罪等に起因する事案であって、相当数の納税者の生命・身体・権利・利益、職員の生命・身体・財産、税務行政の円滑な遂行等に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる事案

(2) 事務処理関係原因事案

不適切な事務処理等に起因する事案であって、納税者の権利・利益や税務行政に対する信頼等に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる事案

(3) 非行関係原因事案

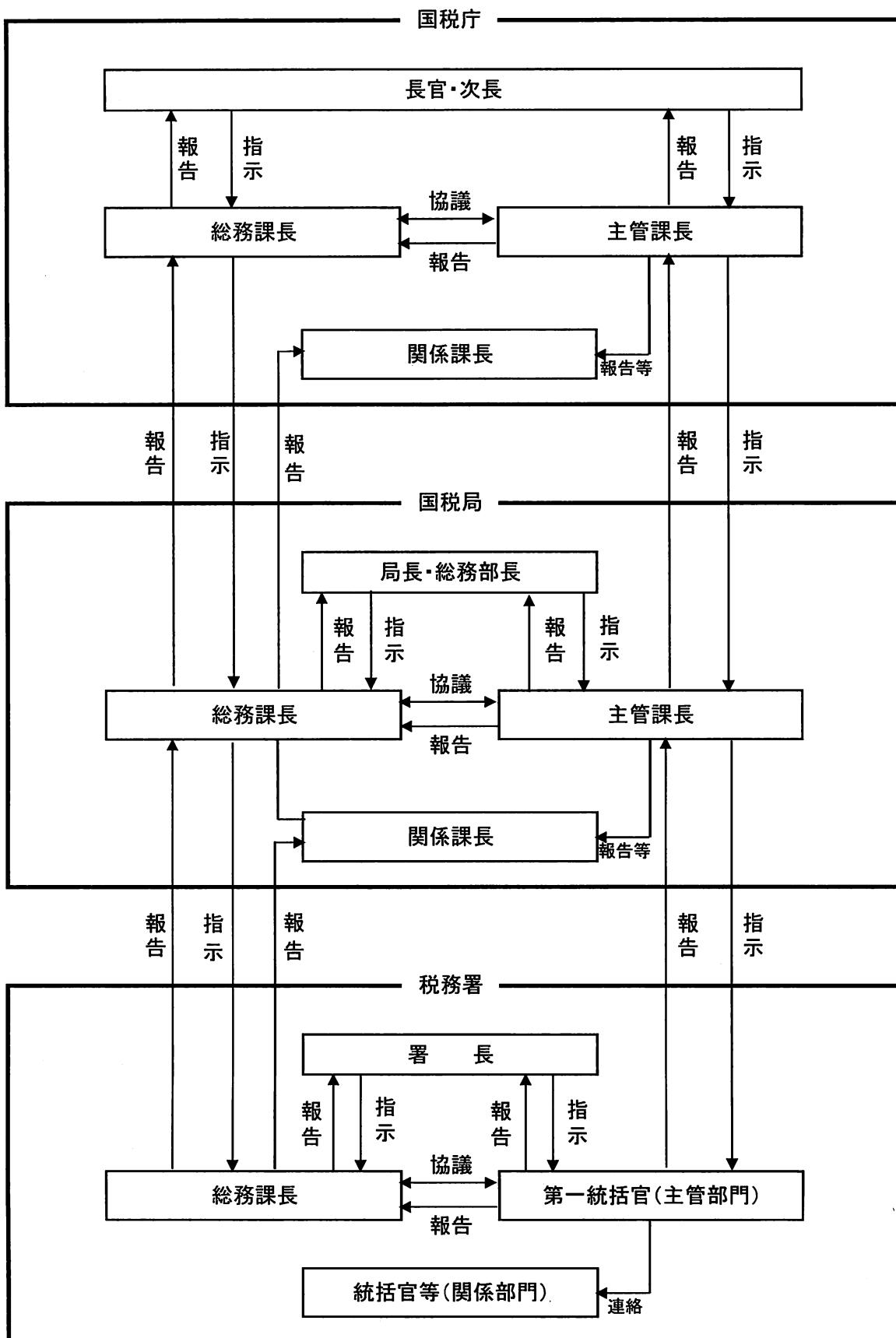
職員の非行に起因する事案であって、納税者の権利・利益や税務行政に対する信頼等に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる事案

3 緊急対応事案への対応

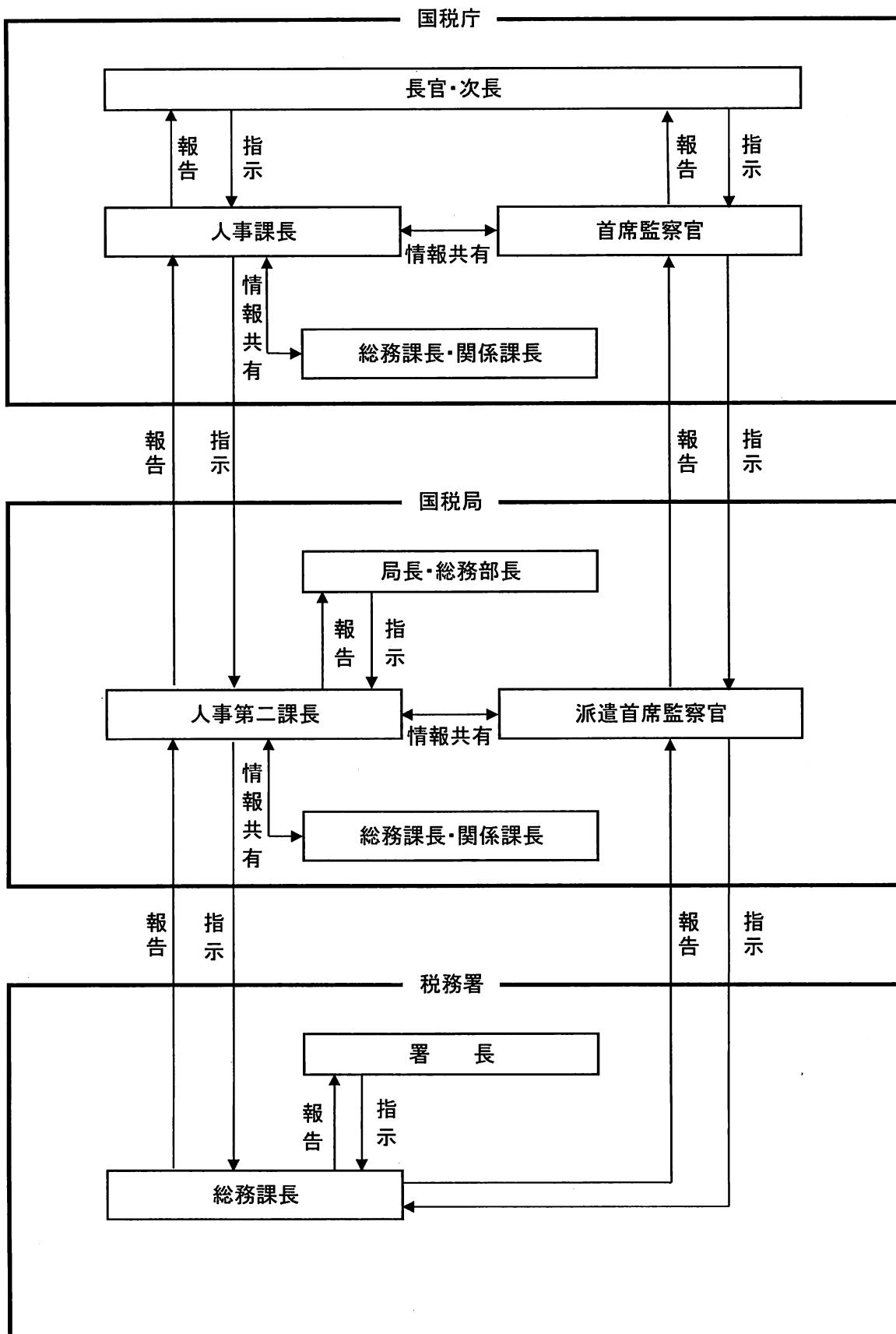
緊急対応事案が発生した場合には、①管理職員は、自ら情報の収集に努めるとともに、②庁・局・署間において主管課・総務課によるダブル・トラック方式により報告を行い（別紙1・2「緊急対応体制イメージ図」参照）、③事案の類型に応じ、関係課へ報告・連絡を行うことにより、適切に対応することとしている。

また、緊急対応を行うべき不適切事案の範囲及び事案の発覚から庁へ第一報（口頭でも可）を報告するまでの標準報告期限を設定し、不適切事案に関する庁・局・署間の迅速な情報共有に努めている（別紙3「事案類型別報告期限一覧表」参照）。

緊急対応体制イメージ図
 (災害・犯罪関係原因事案及び事務処理関係原因事案)



緊急対応体制イメージ図
(非行関係原因事案)



※ 署から局への報告及び局から庁への報告は、いずれも速やかに行うものとする。特に、職員逮捕やマスコミ報道が見込まれるなど、重大な非行関係原因事案を把握した場合には、直ちに第一報を報告するものとする。

事案類型別報告期限一覧表

報告を要する事案	標準報告期限 (第一報)
現金過不足等	
現金領収金額の過不足・亡失	翌日まで
情報漏えい	
庁舎外に持ち出した行政文書（公表文書を除き、情報処理機器及び情報記録媒体を含む。以下同じ。）等の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者等から受領した書類（一時的に借用したものも含む。）の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者を取り違えた処分・指導 (例) 同姓同名の別人に対する差押え	翌日まで
行政文書等（公表文書を除く。）のインターネット等への流出	翌日まで
納税者情報の記載された書類の誤発送・誤交付 ※ 未開封のもの及び郵便局職員による誤配達等当局に責任のないものを除く。	3日目まで
所在不明等	
庁舎内での行政文書の所在不明・誤廃棄 ※ 納税者の権利・利益に影響を与えない部内資料に係るものを除く。	3日目まで
事務処理誤り・遅延	
同一の納税者に対して事務処理を2回以上誤った事案	翌日まで
不適切な事務処理に起因して、10人以上と認められる納税者の権利・利益に影響を与えた事案 (例) 地方税当局への閲覧・回付漏れ	翌日まで
同様の事務処理誤りが他局・他署においても発生すると想定される事案（納税者の権利・利益に影響を与えないものを除く。） (例) システムを利用した事務処理誤り	翌日まで
不適切な事務処理等に起因して更正・決定の除斥期間その他の処理期限を超過した事案のうち対応を要する事案 (例) 国家賠償による対応を要する事案	3日目まで
違法な処分を行ったことが明らかである事案 (例) 処理期限超過後の更正・決定等の処分	3日目まで

(注) 1 標準報告期限（第一報）において、「翌日まで」とあるのは、事案発覚日（担当者が事案の発生を認識した日をいう。以下同じ。）の翌稼働日を報告期限とし、「3日目まで」とあるのは、事案発覚日から3日目の稼働日を報告期限とする。例えば、水曜日に発覚した事案については、金曜日が報告期限となる。

上記期限にかかわらず、署から局への報告は原則として事案発覚日の当日中に、また、局から庁への報告は原則として署から報告を受けた当日中（局において発生した事案については原則として事案発覚日の当日中）に行うよう努めることとする。

- 2 第一報については、文書でも口頭でも可とし、口頭の場合は、その後速やかに文書で報告する。
- 3 納税者や税務行政等に及ぼす影響が極めて大きいと認められる場合など、直ちに対応を要する事案（例：報道が想定される事案）については、上記の期限にかかわらず速やかに報告するものとする。
- 4 その他、一覧表に該当しない事案についても、早期に報告が必要と判断される事案については適時報告する。

保存期間：3年
(令和3事務年度末)
総務課

行政文書・情報の管理の徹底

1 行政文書・情報の管理の必要性

国税庁は、申告情報や個人番号等、納税者の極めて重要な情報を大量に取り扱っており、ひとたび納税者に関する情報が流出した場合には、納税者からの税務行政に対する信頼を失いかねないことから、行政文書・情報の厳格な管理に努め、厳正・的確な事務処理を徹底する必要がある。

2 行政文書・情報の管理に関する主要規程

国税庁で保有する行政文書・情報については、「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)、「国税庁行政文書取扱規則」(平成23年国税庁訓令第2号)、「国税庁における情報システムに係る情報セキュリティ確保のための実施規則」(平成20年国税庁訓令第6号)、「国税庁の保有する個人情報の適切な管理に関する訓令」(平成17年国税庁訓令第3号)及び国税庁特定秘密保護規程(平成26年国税庁訓令第26号)の5つの訓令において管理体制等を定め、適切な管理に努めることとしている。

3 国税庁の取組

国税庁においては、会議や研修等を通じ、行政文書・情報の適切な管理の重要性や、行政文書・情報管理規程及び事務処理手順の遵守について、周知・徹底に努めている。

また、P D C Aサイクルの観点から行政文書・情報の管理状況について分析した上で、各種施策の検討・実施・評価を行うとともに、情報管理点検や事務監査等により行政文書・情報の適切な管理を図っている。

さらに、職員が行政文書等を庁舎外へ持ち出す必要がある場合は、情報漏えい防止のため、管理者による持ち出し許可及び持ち帰り確認を行うこととしている。その際、納税者等の個別情報が記載されている場合は、当該部分についてマスキング又はイニシャル化を行うこととしている。

4 紛失等事案への対応

行政文書の紛失等(以下、「紛失等事案」という。)が発生した場合には、①事実関係を迅速かつ的確に把握し、②事案発生後の処理を的確に実施するとともに、③その事案が発生するに至った原因を確実に究明・分析し、④実効性のある再発防止策の検討・実施に努めている。また、紛失等事案への対応に当たっては、局幹部が、事案の完結まで適切な進行管理を行うこととしている。

さらに、紛失等事案が発生した場合には、速やかに総括文書管理者である国税庁次

長及び財務省の公文書監理官に対して報告するとともに、内閣府公文書監察室に情報提供することとしている。

5 行政文書管理の適正の確保に向けた取組

平成 29 年 12 月の「行政文書の管理に関するガイドライン」の改正を受けて、平成 30 年 4 月に国税庁行政文書管理規則及び同細則（以下、管理規則等という。）を改正し、文書の作成範囲の明確化・正確性の確保・保存期間の適正化等の新たなルールを設けている。

また、「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成 30 年 7 月 20 日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定）においては、公文書管理の適正を確保するため、各府省において新たなルールの遵守を徹底するなどのほか、

- ① 公文書管理に関するコンプライアンス意識改革を促す取組の推進
- ② 電子的な行政文書管理の充実
- ③ 電子決裁システムへの移行の加速

等に取り組むこととされた。

さらに、上記②に関する方策として、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成 31 年 3 月 25 日内閣総理大臣決定）が策定され、

- ・ 今後作成・取得する行政文書は、電子媒体を正本・原本として体系的に管理することを基本とする
- ・ 文書管理業務の処理の自動化等の枠組みを構築することにより、本格的な電子的管理を実現することとし、その具体的手段について、内閣府において今後検討を進める
- ・ 当面の措置として、共有フォルダ等の電子的な文書保存領域において体系的に管理する

など、今後目指すべき行政文書の電子的管理の在り方が示された。

国税庁においては、本閣僚会議決定に基づき、所要の体制・運用の整備を図ってきたところ、引き続き、内閣府をはじめとする関係府省と連携・協調しつつ、行政文書管理の適正の確保に向けて、管理規則等の規定を遵守していくほか、電子的な行政文書管理の充実等に取り組んでいくこととしている。

保存期間：3年
(令和3事務年度末)
総務課

大規模災害発生時の初動対処体制等

1 国税庁本庁災害対応マニュアルについて

国税庁においては、東日本大震災における災害対応の経験を踏まえ、災害に強い組織作りのため、災害発生時の対応業務や対応要員、被災状況の報告手順等を整備した「国税庁本庁災害対応マニュアル」（以下「庁マニュアル」という。）を平成23年12月に制定した。

庁マニュアルについては、実際の災害対応や防災訓練において問題点等が把握された都度、所要の見直しを行っている。

※ 平成30事務年度の防災訓練においては、実際に地震が発生した場合を想定し、災害発生直後の初動対応について庁マニュアルの「災害に備えた自己点検用チェックリスト（国税幹部用）」（別添1）に沿って国税庁災害対策本部訓練を実施。

2 緊急時情報連絡システム

職員の安否確認方法等の簡略化・省力化を目的として、国税庁本庁（税大本校及び審判所本部を含む。）においては、財務省が運用する「緊急時情報連絡システム」（以下「連絡システム」という。）を利用している。

連絡システムは、1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）で震度6弱以上の地震が発生した場合に、連絡システム利用者の登録メールアドレスに自動的に安否確認メールが一斉送信される安否確認機能のほか、東京23区内で震度6強以上の地震が発生し国税庁災害対策本部（以下「庁本部」という。）が設置される場合に、災害対応要員及び参集要員（3(2)において後述）に対し連絡システムから参集連絡メールを送信することができる情報連絡機能を有している。

職員等は、災害が発生した場合には、原則として、連絡システムを通じて送信される安否確認メールへの返信により、速やかに安否状況等を連絡することとしている（安否確認メールの回答については、別添2参照）。

3 勤務時間外の災害発生時における緊急参集

(1) 庁本部構成員

庁マニュアルにおいて指定する以下の庁本部構成員は、東京 23 区内で震度 6 強以上の地震発生した場合、参集連絡を待たず、原則として、災害発生後 3 時間以内に国税庁（本庁舎 5 階特別会議室）に参集することとしている。

構成員：長官^(※1)、次長^(※2)、審議官、課税部長、徴収部長、調査査察部長、総務課長^(※3)、人事課長、会計課長、企画課長、参事官（情報システム担当）、厚生管理官、広報広聴室長

(※1) 長官は財務省本部構成員にも指定されていることから、参集連絡を待たず、原則として、災害発生後 2 時間以内に財務省に参集する。

なお、2 時間以内の参集が明らかに困難な場合は、災害時優先電話等により財務省本部事務局に連絡し、参集の要否について財務省本部の指示を得る。

(※2) 次長は、長官の不在が明らかな場合には、災害発生後 2 時間以内に財務省に参集し、長官の代理として対応する。

(※3) 総務課長は、財務省本部幹事にも指定されていることから、災害発生後 2 時間以内に財務省に参集し、財務省本部において局署の被害状況等を報告する。

なお、総務課審査室長は、災害発生後 2 時間以内に参集し、総務課長が不在の場合には総務課長の代理として対応する。

(2) 災害対応要員及び参集要員の参集

イ 東京 23 区内で震度 6 強以上の地震が発生した場合

災害対応要員及び参集要員は、参集連絡を待たず、直ちに参集する。

災害対応要員 ^(※)	総務課審査室長・課長補佐（審査企画係担当）・総務第一係長・審査企画係長、人事課総務係長、会計課課長補佐（営繕第一係担当）・営繕第一係長、参事官課長補佐（監理第二係担当）・監理第二係長
参集要員	非常時優先業務等該当課（室）の長、課長補佐（運営担当等）及び総務担当係長

(※) 災害対応要員のうち、総務課課長補佐（審査企画係担当）・審査企画係長、会計課課長補佐（営繕第一係担当）・営繕第一係長、参事官課長補佐（監理第二係担当）・監理第二係長は、災害発生後 2 時間以内に参集する。

ロ 東京 23 区内で震度 5 強以上の地震が発生した場合

上記イ※に掲げる者は、参集連絡を待たず、災害発生後 2 時間以内に参集する。なお、上記以外の災害対応要員は参集連絡により参集する。

ハ 国内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合

上記イ※に掲げる者は、参集連絡を待たず、直ちに参集する。なお、上記以外の災害対応要員は参集連絡により参集する。

4 代替庁舎への移転対応

災害により財務省本庁舎等が使用不能となった場合には、以下のとおり対応することとしている。

(1) 国税庁

国税庁は、中央合同庁舎第4号館（303会議室）に庁本部を設置するとともに、中央合同庁舎第4号館及び東京局において非常時優先業務等を実施する。

なお、中央合同庁舎第4号館が使用不能な場合にあっては、東京局に庁本部を設置するとともに、非常時優先業務等を実施する。

(2) 財務省

財務省は、中央合同庁舎第4号館（共用第4特別会議室）に財務省本部を設置するとともに、中央合同庁舎第4号館及び東京局において非常時優先業務等を実施する。

なお、中央合同庁舎第4号館が使用不能な場合にあっては、金融庁（合庁第7号館西館）に財務省本部を設置するとともに、金融庁（合庁第7号館西館）及び東京局において非常時優先業務等を実施する。

5 申告・納付等の期限の延長関係

国税庁長官、国税局長、税務署長等は、災害その他やむを得ない理由により、納税者が申告・納付等をその期限までに行うことができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、当該期限を延長することができることとされており、この期限の延長の措置には、地域指定^(※1)、対象者指定^(※2)及び個別指定^(※3)の方法がある。

(※1) 被災地域が広範囲にわたり、その地域内の納税者等の相当部分が被害を受けている場合に、国税庁長官の告示により地域及び期日を指定して期限を延長するもの。

(※2) 国税庁が運用するシステムが、期限間際に使用不能であるなどにより、システムを利用して申告・納付などをすることができない方が多数に上ると認められる場合に、国税庁長官が延長する対象者の範囲と期日を指定して期限を延長するもの。

(※3) 納税者からの個別の申請に基づき、国税局長、税務署長等が期日を指定して期限を延長するもの。

総務課（審査企画係）は、被災局から報告された事項及びその他諸般の事情を総合勘案し、「地域指定又は対象者指定の要否」、「指定する地域又は対象者の範囲」及び「指定期日とすべき日」について判断する。

(参考) 最近の地域指定の状況（平成15年以降分）については、別添3のとおり。

災害に備えた自己点検用チェックリスト（国税幹部用）

1. 平時において確認すべき災害への備え

- 災害対応マニュアルを整備し、特に事務年度当初から職員への周知・徹底を図っている。
- 職員が災害発生時の初動対応における基本的な知識を習得し、避難場所、避難経路等を確認しておくため、定期的な防災訓練の実施に配意している。
- 災害発生時の災害対応要員、参集要員に指定されている者及びその参集基準を把握している。
- 災害発生時の情報伝達経路及び連絡方法（災害時優先電話・安否確認システムの使用方法等を含む）を把握し、職員周知に配意している。
- 庁舎の耐震性能の把握、災害用設備（消火設備、電気設備、給水設備、通信設備）の状況の把握、食糧・防災用品の備蓄状況の把握、執務室レイアウト・什器の固定等、災害対応に配意している。
- 業務区分ごとの非常時優先業務の概要、非常時優先業務を遂行するための組織管理（優先度に応じた人員体制の整備等）を把握している。

2. 災害発生時の初動対応（国税庁本庁災害対応マニュアルに準拠して作成）

【災害対策本部の設置】

- 災害発生後（勤務時間内）又は構成員の参集後（勤務時間外）速やかに災害対策本部の設置、本部会議の開催、災害情報の収集・災害応急対策等の庁本部の事務の総括【国税庁長官】

※ 本部長（国税庁長官）が連絡不通の場合は副本部長（国税庁次長）が職務を代行

【職員、来庁者等の安全確保】

- 負傷者の救護、病院への搬送、応急対応が可能な病院等の確認等【厚生管理官】
- 避難指示（避難時集合場所と避難経路）【総務課長】
- 管理官署へ庁舎等への立入り可否の確認【会計課長】
- 避難に当たって、執務室、簿書庫の施錠、貴重品の持出し、ガスの閉栓、ブレーカーの遮断等の処置【会計課長（・各課室長）】
- 職員等の庁舎内待機、帰宅、出勤の判断【総務課長（・各課室長）】

【被災状況の把握、業務機能の復旧】

- 災害対策本部の設置
 - ・災害対応全体の連絡調整・指揮監督【総務課長】
 - ・職員、家族の安否情報、被災状況等全体のとりまとめ【総務課長】
 - ・庁舎の被災状況、利用可能な通信手段（災害時優先電話等）の確認、とりまとめ【会計課長】

- ・ KSK システム、e-Tax 等の国税情報関係システム関係の施設・設備の被災状況のとりまとめ【参事官（情報システム担当）】

□ 非常時優先業務の遂行

(被害状況の把握等)

- ・ 安否確認等の被災情報収集、執務環境の確保、システム関係の施設・設備に係る初期対応、本来業務を遂行するための後方支援業務のとりまとめ【総務課・人事課・会計課・参事官】

(執務環境の整備)

- ・ 災害備蓄品の配布【総務課】
- ・ 待機職員、来庁者の宿泊場所等の確保【会計課】
- ・ 被災庁舎等の緊急修繕及び代替施設の確保【会計課】
- ・ 緊急通行車両の確保及び運行【会計課】

(人事関係業務)

- ・ 災害発生に伴う特別休暇や人事院指令及びその取扱いの周知等【人事課】
- ・ 被災自治体等から職員派遣の要請への対応【人事課】

(納税者対応)

- ・ 納税者への情報提供（開庁状況、国税に関する救済措置）、報道対応業務【広報広聴室、主任税務相談官】
- ・ 確定申告期等の適切な相談体制の構築（国税に関する救済措置の広報等を含む）【個人課税課】

(国税に関する救済措置等)

- ・ 申告・納付等の期限の延長、納税の猶予【総務課・課税部・徴収部・調査査察部】
- ・ 調査、徴収事務の中止等【課税部・徴収部・調査査察部】
- ・ 酒類の製造、販売免許に関する措置、被災酒類に関する酒税還付手続等【酒税課】

(その他の被災状況の把握)

- ・ 酒類業者、税理士等の被災状況のとりまとめ【総務課・酒税課】

国税庁における災害発生時の初動対応においては、以下の項目を上記に加えて実施する（事務管理センターに係る業務は東京局及び大阪局の事務管理課を加える。）。

□ 災害対策本部の設置

- ・ 法人番号システム（法人番号公表サイト及び行政機関への情報提供サイトを含む）の施設・設備の被災状況のとりまとめ【法人番号管理室長】

□ 非常時優先業務の遂行

(システムの復旧等)

- ・ 庁内 LAN システム、インターネット環境、国税庁ホームページの復旧業務、KSK システム、e-Tax の接続復旧業務、財務省職員のインターネット環境の支援業務【参事官】
- ・ e-Tax ホームページの復旧業務【情報技術室】
- ・ 法人番号システム（法人番号公表サイト及び行政機関への情報提供サイトを含む）の復旧業務【法人番号管理室】

【国税庁災害対応マニュアル記載事項】

非常時優先業務の概要、組織管理

第2章第1節 非常時優先業務等について(2-1-1)、第3～5節 災害対応要員、参集要員、緊急時出勤対象者について(2-3-1～2-5-1)

災害対策本部の設置

第2章第2節1 庁災害対策本部(2-2-1)、第3章第6節1 庁本部の立上げ等(3-6-1)

災害対応要員、参集要員の指定、参集基準

第2章第3節1 災害対応要員(2-3-1)、第4節1 参集要員(2-4-1)、第3章第7節 災害対応要員・参集要員等の参集(3-7-1)

災害発生時の情報伝達経路等

第2章第6節 連絡体制の整備について(2-6-1)

災害用設備・備蓄の状況

第2章第7節 非常災害用設備及び非常用備蓄品について(2-7-1)

職員等の安否状況の把握

第3章第4節 安否状況等の連絡(3-4-1)、第8節1 職員等及び来庁者の安否状況等の把握(3-8-1)、第8節2 局署職員等の安否状況等の把握(3-8-2)

職員、来庁者等の安全確保

第3章第2節1・2 人命確保の優先・負傷者の救護(3-2-1)、第3節1 避難指示等(3-3-1)、第3節4 財務省本庁舎等内への立入り可否の確認等(3-5-4)、第5節 職員等の待機又は帰宅に関する業務(3-5-1)

庁舎等の被災状況の把握

第3章第8節3 庁舎等の被災状況の把握等(3-8-3)、第8節4 システム関係の被災状況の把握(3-8-4)

国税に関する救済措置等

第3章第10節 国税に関する救済措置の実施(3-10-1)、第11節 広報(3-11-1)

被災自治体から職員派遣の要請への対応

第3章第13節 被災自治体への職員派遣要請(3-13-1)

【参考：各官職、課室名の局署における読み替えについて】

上記の各官職、課室名について、局署においては下記により読み替えることとするが、適宜、他の官職、課室を充てることとして差し支えない。

【国税局】

国税庁長官	⇒ 国税局長
国税庁次長	⇒ 総務部長
参事官（情報システム担当）	⇒ 事務管理（第一）課長
厚生管理官	⇒ 厚生課長（沖縄においては会計課長。）
各課室長	⇒ 各課室長（庁派遣及び各部門筆頭統括官を含む。）

【税務署】

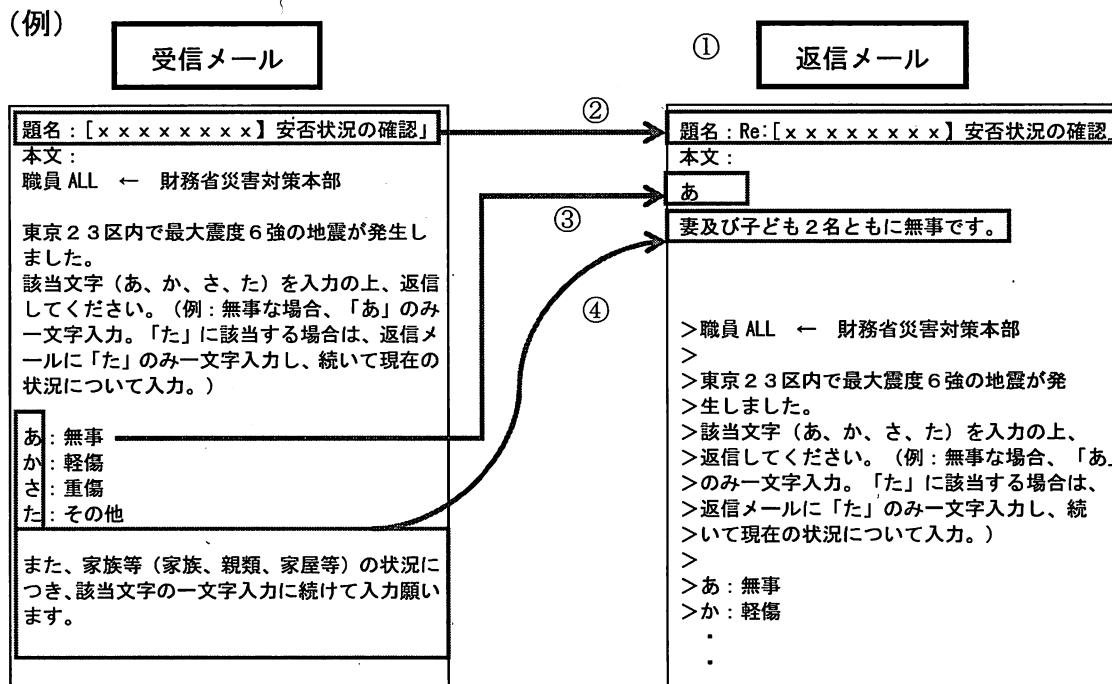
国税庁長官	⇒ 税務署長
国税庁次長	⇒ 総務課長
会計課長、参事官（情報システム担当）、厚生管理官	⇒ 総務課長
人事課、会計課	⇒ 総務課
酒税課	⇒ 酒類指導官
課税部・徴収部・調査监察部	⇒ 各系統筆頭部門
各課室長	⇒ 総務課長、各系統筆頭統括官
広報広聴室	⇒ 税務広報広聴官、総務課

(別添2)

○ 安否確認メール回答

(1) 連絡システムより送信された安否確認メールを受信した各職員は、選択肢の文字入力など必要な回答を入力後、返信。(以下は例を挙げて説明)

(例)



- ① 届いたメールをそのまま返信。
- ② 題名は、そのまま引用。（「Re:」は入力されていても構いません。）
- ③ 返信メールの本文には、職員自身の安否の状況を選択し、該当するひらがな一文字を入力。
(例では、無事であるという回答とするため、「あ」と入力)
- ④ 家族の状況等について、一文字入力した後に自由筆記。

(留意事項)

- ・回答の入力に当たっては、最初の文字は回答文字以外を入力しないでください。
(例では、あ、か、さ、た以外の文字を入れないでください。記号やスペースも入れないでください。連絡システムにおける自動集計ができなくなります。)
- ・安否等確認メールは、職場のメールアドレス及び個人のメールアドレスに送付されますが、返信はいずれか一方のみで構いません。

- (2) 家族の状況等を入力したらメールを送信。

その後、連絡システムより「メール受信完了」メールが届くと、回答は完了。

【受 信 メ ー ル】

題名：メール受信完了
本文：
〇〇〇さんのメールを受け付けました
回答の修正や更新を行う場合、再度回答してください。回答が上書きされます。

最近の地域指定の状況（平成15年以降分）

告示年月日	指 定 地 域		延長対象期間	延 長 期 日	備 考
平成 16. 7.30	新潟県の一部及び福島県の一部		平成 16. 7.13 ～ 16. 9.20	平成 16. 9.21	集中豪雨
平成 16. 7.30	福井県の一部		平成 16. 7.18 ～ 16. 9.18	平成 16. 9.21	集中豪雨
平成 16. 9.15	香川県の一部（高松市の一部）		平成 16. 8.30 ～ 16. 10.30	平成 16. 10.31	台風16号
平成 16.11. 4 (※1)	新潟県の一部	山古志村以外	平成 16.10.23 ～ 17. 2.27	平成 17. 2.28	新潟県中越地震
		山古志村	平成 16.10.23 ～ 18.11. 2	平成 18.11. 6	
平成 16.11. 4	兵庫県の一部（豊岡市及び城崎町）		平成 16.10.20 ～ 17. 1.30	平成 17. 1.31	台風23号
平成 18. 1.31 (※2)	新潟県の一部（津南町の一部）及び長野県の一部（栄村の一部）		平成 18. 1. 8 ～ 18. 5.20	平成 18. 5.22	豪雪
平成 19. 7.31 (※3)	新潟県の一部（柏崎市、出雲崎町及び刈羽村）		平成 19. 7.16 ～ 19. 11.12	平成 19. 11.13	新潟県中越沖地震
平成 23. 3.15 (※4)	青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県	青森県及び茨城県	平成 23. 3.11 ～ 23. 7.28	平成 23. 7.29	東日本大震災
		岩手県、宮城県、福島県の内陸部	平成 23. 3.11 ～ 23. 9.29	平成 23. 9.30	
		岩手県及び宮城県の沿岸部	平成 23. 3.11 ～ 23. 12.14	平成 23. 12.15	
		宮城県 石巻市、東松島市、女川町	平成 23. 3.11 ～ 24. 4. 1	平成 24. 4. 2	
		福島県下 12 市町村	平成 23. 3.11 ～ 26. 3.30	平成 26. 3.31	
平成 27. 9.30	茨城県の一部		平成 27. 9.30 ～ 27. 11.24	平成 27. 11.25	平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨
平成 28. 4.22 (※5)	熊本県全域	下記以外の市町村	平成 28. 4.14 ～ 29. 11.29	平成 29. 11.30	平成 28 年 熊本地震
		熊本市、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町	平成 28. 4.14 ～ 29. 12.15	平成 29. 12.16	
平成 30. 7.19 (※6)	岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部	真備町以外	平成 30. 7. 5 ～ 30. 11.26	平成 30. 11.27	平成 30 年 7 月豪雨
		真備町	平成 30. 7. 5 ～ 30. 12.24	平成 30. 12.25	
平成 30. 9. 6 (※7)	北海道の一部		平成 30. 9. 6 ～ 31. 1.30	平成 31. 1.31	平成 30 年 北海道胆振東部地震

(注) ※1～7については、まず地域の指定を行い、その後に延长期日の指定を行ったもの。

保存期間：3年
 (2021事務年度末)
 情報公開・個人情報保護室

情報公開関係及び個人情報保護関係

1 開示請求関係

(1) 開示請求の状況

① 情報公開法

行政文書の開示請求件数は、毎年4千件程度。

主な請求文書（平成30年度）は、設立法人の名簿（1,346件）、裁決書（1,254件）である（国税庁本庁では、会議資料が主な請求文書）。

（単位：件、%）

項目 年度	開示請求					
	件 数	府	国税局	税務署	税大	審判所
30	3,940	216	667	1,765	1	1,291
29	3,931	287	990	1,735	3	916
28	3,748	237	782	1,804	1	924

（注）平成30年度分は、総務省報告前の暫定値である（令和元年6月末現在）。

② 行政機関個人情報保護法

自己を本人とする保有個人情報の開示請求件数は、毎年6万件程度。

主な請求情報は、所得税の申告書（48,280件）をはじめとした各種申告書であり、それ以外では、税務調査や滞納処分などの自己情報を求めるものが多い。

（注1）保有個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、行政文書に記録されているもの。

（注2）所得税の申告書は、主に金融機関への住宅ローン申し込み、保育園入園申し込みの際の必要書類として、開示請求がなされている模様。

（単位：件、%）

項目 年度	開示請求 件 数	所得税等申告書 (構成比)	左記以外 (構成比)
30	56,540	49,395(87.3)	7,145(12.7)
29	56,541	50,209(88.8)	6,332(11.2)
28	58,464	52,209(89.3)	6,255(10.7)

（注）平成30年度分は、総務省報告前の暫定値である（令和元年6月末現在）。

(2) 開示決定等に対する審査請求の状況

開示決定等に対する審査請求があった場合は、国税庁本庁において審理の上、総務省の情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、同審査会による答申後、その答申に基づき裁決・決定を行っている。

<情報公開法>

(単位：件)

項目 年度	新規 申立	裁決・決定				取下
		認容	一部認容	棄却	却下	
30	43	26	1	4	10	11
29	25	37	1	9	23	4
28	40	55	4	7	40	4

<行政機関個人情報保護法>

(単位：件)

項目 年度	新規 申立	裁決・決定				取下
		認容	一部認容	棄却	却下	
30	28	9	0	2	7	0
29	27	24	1	4	11	8
28	8	20	1	10	7	2

(3) 訴訟（情報公開法・行個法）の状況

情報公開法の不開示決定に対して、係属中（上告審）のものがある。

（注）特定の法人に係る調査情報等との開示請求（1件）に対し、廿日市税務署長が不存在、存否応答拒否とした処分（5件）であり、1、2審では勝訴。

2 申告書等閲覧サービス等

(1) 申告書等閲覧サービス

申告書の作成のため、自己が過去に提出した申告書の内容を確認したいとの納税者等のニーズに応えるために、行政サービス（無料）として、署窓口での「申告書等閲覧サービス」を実施している。

閲覧者には、閲覧のほか、書き写しを認めていたが、職員（非常勤も含む）の立会いに係る事務量を削減する観点から、本年9月から、写真撮影を認めるとしている。

（注）写真撮影に当たっては、金融機関へ提出する証明書等として使用されないようにするため、氏名等を被覆した状態で撮影することとしている。

(2) 福島原発事故対応

福島原発事故の被災事業者（個人事業者・法人）は、東京電力への営業損害等の賠償請求に当たり、事故前の収入金額等の証明書類として、確定申告書等の写

しを提出する必要がある。

国税庁では、資源エネルギー庁からの要請を踏まえ、

① 被災事業者から申告書等の写しが求められた場合は、閲覧サービスの特例として写しを交付することとしているほか、

② 福島県下の一部の税務署（福島・会津若松・郡山・いわき・相馬・二本松）では、事故前の平成22年分申告書等について、令和4年まで保存する、といった措置を講じている。

3 個人情報（特定個人情報）の安全管理措置

(1) 不適正管理事案（漏えい、滅失、毀損）の状況

保有個人情報、特定個人情報（番号付個人情報）に関し、漏えい等が発生した場合には、総務省、個人情報保護委員会それぞれに対し報告を行っている。

（注）行個法・番号法では、漏えい、滅失、毀損の防止その他適切な管理のための適切な措置をとらなければならない、とされている。

① 個人情報の不適正事案の状況

（単位：件数）

項目 年度	合計						
		誤送付 誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット上に 流出	その他
30	123	40	17	14	47	0	5
29	外 350	外 347			外 3		
	85	21	7	3	48	1	5
28	外 374	外 370			外 4		
	115	25	4	0	83	0	3

（出典）総務省「行政機関個人情報保護法施行状況調査」

（注1）30年度は総務省への報告前の暫定値（平成31年3月現在）。

（注2）外書きは郵便局による配送事故の件数。例年、この調査の公表を受け、日本郵便㈱に対し、長官名で、誤配達等を防止するための措置を講じるよう申入れを行っている。

② 特定個人情報の漏えい等の番号法違反事案の状況

	30年度	29年度	28年度
報告件数	23件	7件	8件

（2）特定個人情報保護評価書（P I A）

特定個人情報を保有する行政機関は、特定個人情報の取扱状況等について、評価

書（P I A）を作成し、個人情報保護委員会の承認の後、そのP I Aを公表することとされている。

（参考）データエントリー業者による不適正事案（無断再委託）の発生（平成30年12月報道）に伴い、事務処理方法の見直しが行われていることから、それに合わせたP I Aの修正について、個人情報保護委員会と協議を行っている。

（3）個人情報保護委員会による立入検査

番号法に基づき、個人情報保護委員会は、特定個人情報に関する立入検査を実施しており、国税当局は、毎年度、立入検査を受けている。

年度	国税庁	国税局	税務署	指摘事項
27年度 (試行)	本庁	関東信越局 東京局	大宮署 本郷署	・取扱規程の見直し等 ・取扱状況把握のための点検・監査 ・ネットワークケーブルの敷設状況
28年度	本庁 事務管理センター	東京局	荏原署 練馬東署	・個人情報保護に関する研修未受講者のフォローアップ ・署サーバラックの管理
29年度	本庁	仙台局	仙台北署 塩釜署	—
30年度	本庁	広島局	広島南署 瀬戸署	(令和元年6～7月頃をメドに検査 結果通知書が当庁に届く見込み)

（注）平成30年度については、上記のほか、データエントリー業者による不適切事案に関して、東京局に対して立入検査が実施された（平成31年3月）。

保存期間：3年
(2021事務年度末)
総務課税理士監理室

税理士事務運営

1 税理士制度の概要

税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談を行うことを業としており、これら「税理士業務」は、税理士（又は税理士法人）のいわゆる「無償独占業務」となっている。

（注）税理士法の使命

税理士法第1条は、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定しており、税理士は、単なる私的な代理人としてではなく、公共的使命を負っていると考えられている。

（参考）税理士法制定と近年の改正

1942（昭和17）年 税務代理士法制定・施行

1951（昭和26）年 税理士法制定・施行

2001（平成13）年 税理士法人制度の創設等の改正

2014（平成26）年 公認会計士の税理士資格取得の要件追加等の改正

2 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすためには、税理士業務の適正な運営を確保することが必要であり、国税庁では、①税理士会との連絡協調を推進するとともに、②税理士に対する指導・監督を的確に実施している。

（1）税理士会との連絡協調

税務行政上の施策についての理解を求める等のため、庁では日税連、局では税理士会、署では税理士会支部と協議会等を定期的に開催するなど、連絡協調する関係を構築しており、近年では、軽減税率制度、e-Taxの普及などについて、積極的な意見交換を行っている。

また、税理士会が開催する研修会等への講師派遣等も積極的に行っている。

(2) 税理士に対する指導監督

税理士法違反行為の未然防止を図るとともに、調査等の実施により違反行為の的確な把握と処分の実施に努めている。

なお、下記口に掲げる調査等の事務量の合計が総事務量の 60%以上となるよう取り組むこととしている。

イ 税理士法違反行為の未然防止

税理士会では、綱紀監察部を設け、綱紀保持について自主的な取組を行っているが、局署では、綱紀監察をテーマとした税理士会との協議会等を開催するなど、様々な機会を活用して注意喚起を行っている。

また、局署では、O B 税理士による税理士法違反行為を未然に防止するため、退職予定者に対して、税理士法の研修などを行っている。

ロ 税理士に対する的確な調査等の実施

(イ) 税理士に対する「税理士法上の調査」と「実態確認」

課税調査で、税理士の不正申告への関与等の税理士法違反行為が把握された場合などには、「税理士等情報せん」が作成され、局税理士監理官に送付されることとなっている。

これらの情報等に基づき、局の税理士専門官が、「税理士法上の調査」を実施しており、内容に応じ、①懲戒処分相当として国税庁に進達、②行政指導することとしている。

なお、調査に当たっては、「故意による不真正税務書類の作成」や「税理士自身の脱税」など、税理士業務の禁止・停止といった重大な懲戒処分に該当する事案から優先的に実施するようにしている。

また、使用人や関与先の概況が不明な者、過去に違反行為がありフォローアップが必要な者など、業務の執行状況を確認する必要がある者については、署の税理士事務担当者（総務課の課長補佐など）が、「実態確認」を行っており、内容に応じ、行政指導することとしている。

(ロ) 非税理士による税理士業務への対応

課税調査で、税理士でないにも関わらず申告書の作成などの税理士業務を行っている、いわゆる「にせ税理士」が把握された場合などには、局税理士専門官・署税理士担当者が「確認調査」を行い、業務の停止の指導や、必要に応じて警察当局に告発を行うなどしている。

ハ 税理士に対する懲戒処分の実施

税理士に対する懲戒処分は、財務大臣が国税審議会に諮り、その議決に基づき行うこととされている。

具体的には、税理士分科会（5名で構成）で審議されることとなっており、懲戒処分のための税理士分科会は、例年、年2回（12月、6月頃）開催しており、年間50件程度の懲戒処分を行っている。

【参考】

○ 税理士登録者・税理士法人届出数

(単位:人・法人)

区分 年度	税理士登録者数					税理士法人届出数	
	開業税理士	社員税理士	所属(補助)税理士		(法人)	本店	支店
			(開業)	(法人)			
10(1998)	63,874		(制度なし)			(制度なし)	
20(2008)	71,177	60,975	4,592	3,514	2,096	1,750	707
30(2018)	78,028	56,672	10,442	6,027	4,887	3,963	2,003

(注)1 日本税理士会連合会調べ。

2 各年度末(翌年3月末)の数である。

○ 資格別の税理士登録者数

(単位:人)

区分 年度	税理士登録者数					その他
	試験合格者	試験免除者	弁護士	公認会計士		
10(1998)	63,874	26,516	10,913	320	5,446	20,679
20(2008)	71,177	32,141	19,679	379	6,978	12,000
30(2018)	78,028	35,013	28,830	662	9,880	3,643

(注)1 日本税理士会連合会調べ。

2 各年度末(翌年3月末)の数である。

○ 税理士事務専担者の状況

(単位:人)

区分 事務年度	税理士監理官	税理士専門官			内訳
		局	署	内訳	
10(1998)	11	—	7	東3、大2、名1、関1	
20(2008)	11	—	24	東7、大4、名3、関3、 その他沖縄を除く各局1	
30(2018)	11	42	—	東10、大6、名5、関5、 その他の各局(所)2	

(注) 税理士専門官は平成22事務年度まで署に配置されていたが、平成23事務年度から局に配置している。

○ 税理士法上の調査と実態確認の実施状況

(単位:件)

区分 事務年度	税理士法上の調査	実態確認		非税理士への確認調査	
		指導等件数	指導等件数	指導等件数	指導等件数
27(2015)	216	180	2,666	1,262	242
28(2016)	241	202	2,679	1,244	275
29(2017)	237	210	2,838	1,437	301
					237

(注) 「指導等件数」とは、調査等の結果、行政指導、懲戒処分及び告発を行った件数の合計である。

○ 税理士等に対する懲戒処分等の状況

(単位:件)

量定 年度	禁 止	停 止		合 計	(参考) にせ税理士の 告発件数
		内1	内3		
10(1998)		1		1	(データなし)
20(2008)	12	18		30	5
30(2018)	9	42		51	13

(注)1 内書は税理士法人の処分件数である。

2 「令和元年度上期」は、令和元年6月に懲戒処分を行った件数である。

保存期間：3年
(2021事務年度末)
総務課税理士監理室

日本税理士会連合会の概要等

1 日本税理士会連合会の概要

日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）は、15の各税理士会を会員とする税理士法上の特別法人であり、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的としている。

（参考）税理士会

税理士会は、原則、国税局の管轄区域ごとに一つ設立されるものであり、税務署の管轄区域ごとに設置された支部や会員に対する指導等を行うことを目的としている。

なお、「登録即入会制」が採用されており、税理士は、登録を受けたときに、その登録を受けた税理士事務所の所在地に設立されている税理士会の会員となる。

全国に15の税理士会が設立されており、その下に494の支部が設置されている。

（注）税理士会については、税理士の数が5,000人を超える場合は、新たな区域を定めることができ、東京局管内には3つ、名古屋局管内には2つの税理士会がある。

税理士会支部については、隣接する2以上の税務署の管轄区域で一つの支部とすることも可。

2 日税連の役員（平成29年7月～令和元年7月）

現在の日税連会長は、東京税理士会会长であった神津信一氏。平成27年7月に就任し、現在2期目。任期は、他の役員と同様、2年であり、本年7月の日税連定期総会において、新役員の選任が行われる。

日税連は、「会長」のほか、各税理士会会长である「副会長」（15人）、各会の均等割15人と会員数割85人で選任される「理事」（100人）等で構成される。理事のうち、会長から指名される専務理事（3人）が、会の運営実務を担っている。

（注）会長選任については、①本人の申出、②申出者の中から、各会会长15人による候補者（3人まで）の推薦、③理事100人による選考によって、「会長予定者」が決まり、定期総会で選任される。

3 日税連関係行事

国税庁幹部が出席する日税連関係の行事として、次のものが予定されている。

- 令和元年 7 月 25 日 (木) : 定期総会懇親会 (於: 帝国ホテル)
(出席者: 長官・次長・両審議官・各部長・総務課長、審判所長・次長)
- 令和元年 7 ~ 8 月 (未定) : 税制改正建議書の提出 (於: 国税庁)
(対応者: 長官)
- 令和元年 8 月 22 日 (木) : 庁・日税連の幹部懇談会 (於: 国税庁)
※当庁・日税連双方の要望事項等について、意見交換を行うもの
(出席者: 長官・次長・両審議官・各部長・総務課長)
- 令和 2 年 1 月 9 日 (木) : 賀詞交歓会 (於: ホテルオークラ東京)
(出席者: 長官・次長・両審議官・各部長・総務課長、審判所長・次長)

保存期間：3年

(2021事務年度末)

広報広聴室

広報広聴事務の概要

1 広報広聴事務の概要

(1) 基本的な考え方

広報広聴事務の実施に当たっては、国民各層・納税者（以下「納税者等」という。）に対して、租税の意義・役割及び国税庁の取組について広く理解を求め、申告・納税に関する法令解釈や税務手続等について、納税者の視点に立った分かりやすく丁寧な周知・広報を行うとともに、納税者等の意見や要望等を聴取し、事務の改善に努める。

また、納税者等に対する広報を効果的に実施するため、地方公共団体及び関係民間団体等との連携・協調を図る。

(2) 計画的な広報の実施

効果的・効率的な広報を実施する観点から、庁局署共通の認識の下で、計画的な広報を実施している。

また、当該事務年度において、特に重点的に広報を行う項目を庁重点広報項目と定め、各種広報媒体等を活用し、庁局署が一体となって統一的な広報展開を行うこととしている。

- 令和元事務年度の庁重点広報項目
 - ・ 消費税の軽減税率制度
 - ・ I C Tを利用した申告・納税手続
 - ・ 社会保障・税番号制度

(3) 運営体制

庁広報広聴室、局国税広報広聴室及び広域中心署に配置する署税務広報広聴官を中心として運営し、署税務広報広聴官は広域対象署（総務課）に対する指導、支援を行っている。

令和元年度における定員は、庁 12 人、局 67 人、署 123 人（71 署に税務広報広聴官 122 人及び付職員 1 人）の計 202 人である。

なお、上記のほか、租税教育等における事務量の増加に対応するため、関東信越局、東京局及び大阪局において国税広報広聴専門官（再任用職員）を各 1 名登用している。

2 各事務の概要（資料1）

（1）納税意識の向上に関する事務（税の啓発）

納税意識の向上に向けた税の啓発活動として、①年を通じて租税教育を行うとともに、②「税を考える週間」において集中的に各種広報広聴施策を実施している。

イ 租税教育

租税教育については、社会全体で取り組むべきとの考え方の下、租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）^(注1)及び租税教育推進協議会（地方租推協）^(注2)を中心に、①学校からの要請に基づく租税教室への講師派遣、②作文募集、③副教材の作成などを行っており、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校、大学等の段階における充実や教員等の意識啓発に積極的に取り組んでいる。

平成30事務年度においては、租税教育の充実に向けて、①受講対象者等の拡大、②講師派遣の在り方（局署幹部の積極的な実施、外部講師派遣の推進等）、③関係機関（財務局等）との連携、④教員等に対する意識啓発の推進、⑤租税教育に関する効果検証と内容の充実に取り組んできたところである。その結果、租税教室等の開催回数が増加するなど取組の効果が認められたところであり、令和元事務年度以降においても、平成30事務年度までの取組状況や課題等を踏まえ、各種施策の更なる充実を図ることとしている。

なお、中央租推協は、平成23年度税制改正大綱に「租税教育の充実」が盛り込まれたことを受けて、平成23年11月に設立されたものであり、翌年度の租税教育に係る基本方針等を協議し、関係省庁で合意確認された事項を、各地域に設立された地方租推協を通じるなどして、関係機関に周知・伝達し、浸透を図っている。

（注1） 中央租推協の構成員は、国税庁、文部科学省、総務省（日本税理士会連合会が賛助会員）であり、国税庁次長が会長となっている。

（注2） 地方租推協の構成員は、国税当局、地方税当局、教育関係者、関係民間団体等となっている。

《参考》

○ 租税教室等の開催状況

（単位：回、人）

区分 年度	回 数			受講者数		
	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
小学校	19,607	20,392	20,898	773,907	788,236	830,529
中学校	5,698	6,657	7,088	322,437	365,988	385,073
高校	2,328	2,926	2,922	204,045	245,245	248,191
大学等	1,042	1,351	1,336	77,802	91,871	87,297
合計	28,675	31,326	32,244	1,378,191	1,491,340	1,551,090

○ 租税教室等への講師派遣状況

(単位：人)

年 度	28 年度	29 年度	30 年度
講師派遣人員	(28, 954) 37, 382	(31, 788) 40, 863	(34, 133) 43, 336

(注) 講師派遣人員の括弧書は、講師派遣人員のうち、職員以外（地方税職員、税理士、関係民間団体関係者等）の派遣人数である。

○ 税に関する高校生の作文の応募状況

(単位：校、編)

年 度	28 年度	29 年度	30 年度
応募校数	1, 714	1, 750	1, 810
応募編数	210, 468	218, 208	219, 163

□ 税を考える週間

納税意識の向上に向けた税の啓発活動としての広報広聴施策は、年を通じて行うこととしているが、短期間に活動を集約することで、職員の広報意識の醸成及び広報広聴施策の訴求効果を高めることができることから、例年 11 月 11 日から 17 日までの 1 週間を「税を考える週間」（以下「週間」という。）として、集中した広報広聴施策を実施している。

また、全国で統一的な広報を実施するため、毎年テーマを決めて、テーマに沿った広報施策を実施している。

(イ) テーマ

「暮らしを支える税」

(ロ) 訴求内容及び目的

国民生活と税との関わりを理解してもらうことにより、納税者等の納税意識の向上を図る。

週間では、限られた予算の中、庁においては、国税庁ホームページ内の国税当局の取組を紹介するページを更新し、インターネット広告や S N S (Twitter) により、当該ページへ誘引する広報を実施し、各局署においては、関係民間団体や大学生等に対する講演会やパブリシティ等を積極的に実施しているところである。

平成 30 事務年度の週間においては、上記の取組のほか、前事務年度に引き続き裾野を広げる取組として、以下の取組を実施した。

- ① 大学生、専修学校生・企業家等従来からの広報広聴施策の対象者以外の者に対する積極的な講演会等の実施
- ② 局署幹部（特に局長、署長等）が講演会を実施するなど、局署幹部の発信力を活用した取組を積極的に実施

令和元事務年度においても、裾野を広げる取組として、引き続き①及び②の取組を積極的に推進することとしている。

〈参考〉

○ 社会人を対象とした講演会等の開催回数 (単位：回)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	1,690 回	1,993 回	2,002 回

(2) 税知識の普及と向上

納税者等に税知識の普及を図るとともに、税務行政への理解を深めてもらうため、様々な広報媒体を活用した広報活動を実施している。

イ 国税庁ホームページの管理・運営

国税庁ホームページは、国税庁の広報媒体の中核を担うものであり、税に関する各種情報や国税庁の活動に関する様々な情報を提供するほか、ICTを活用した納税者サービスの窓口としての機能も有している。

そのため、利用者の視点に立ち、誰もが必要な情報を容易に得ることができるよう、掲載情報を分かりやすく整理するなど、利便性の向上に努めるとともに、文字拡大・音声読み上げツールを導入するなど、視覚に障害のある方や高齢者にも配意している（平成 30 年度国税庁ホームページアクセス件数：332,829 千件）。

また、平成 29 年度において、利用者の利便性の向上を図るため、①情報分類の整理、②サイト内検索の機能強化、③スマートフォンやタブレット等の閲覧端末の多様化に対応するため、画面サイズに合わせて自動的に表示を調整する機能の導入など、国税庁ホームページのリニューアルを実施した。

引き続き、国税庁ホームページでの情報提供に当たっては、情報の探しやすさ・分かりやすさに配意することとしている。

〈参考〉

○ 国税庁ホームページへのアクセス件数 (単位：千件)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
アクセス件数 (前年対比)	214,646 (120.9%)	279,034 (130.0%)	332,829 (119.3%)

□ 確定申告期広報

確定申告期広報については、確定申告を行う者を訴求対象者として、幅広い層に働きかけができるよう新聞広告、テレビCM、インターネット広告など各種広報媒体を組み合わせたメディアミックスによる広報を実施することとし、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」へ誘引する広報を中心に実施している。

なお、令和 2 年 1 月以降、スマートフォンを利用したマイナンバーカード方式による申告が可能となるとともに、スマートフォン等専用画面の利用可能対

象範囲が拡大されることから、当該内容について積極的に広報する。

局署においては、庁が制作した広報素材等を活用し、地方公共団体等の広報誌への掲載依頼、ケーブルテレビの放映依頼、パブリシティに対する地元メディアへの働きかけなど、無償による広報施策に積極的に取り組んでいる。

ハ その他の主な広報媒体

(イ) インターネット番組「Web-TAX-TV」

税知識の普及・税務行政に対する理解の向上を目的として、平成17年8月から国税庁ホームページに、インターネット番組「Web-TAX-TV」を開設し、税の仕組みや手続を紹介した「税務手続番組」及び国税の仕事をドラマ仕立てで紹介した「取組紹介番組」等を制作・配信している。

また、平成21年度からは当該番組を動画共有サイト（YouTube）「国税庁動画チャンネル」にも掲載している。

平成30年度においては、消費税の軽減税率制度をドラマ仕立てで紹介した番組など15番組を制作した。

令和元年度においては、消費税の軽減税率制度に対応した区分経理や記帳方法等を紹介する番組や、最新の査察事例等をドラマ仕立てで紹介する番組など、13番組を制作する予定である（資料2）。

《参考》

○ カテゴリ別番組数：合計59番組（平成31年3月31日現在）

- ① 税務手続：38（うち確定申告関連：13）
- ② 取組紹介：19
- ③ その他：租税教育：2

○ 再生回数の推移

（単位：回）

年 度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
庁 HP	618,833	566,299	179,335	180,119
YouTube	290,004	339,995	1,126,704	1,252,008
（対前年比） 合 計	(88.8%) 908,837	(99.7%) 906,294	(144.1%) 1,306,039	(109.7%) 1,432,127

(ロ) YouTube や Twitter の活用

動画共有サイト（YouTube）やSNS（Twitter）を活用して、インターネット番組「Web-TAX-TV」や局署が実施したパブリシティ、租税教室等の動画を配信するとともに、確定申告やICTの利用に関する情報等を適時適切に提供している。

(ハ) 国税庁レポート

国税庁レポートは、国税庁における、適正・公平な課税・徴収の推進や納税者利便の向上と行政効率化への取組などを、納税者等に分かりやすく説明することを目的に、年次報告書として、平成15事務年度（国税庁レポート2004）から作成している。

国税庁レポートの活用方法については、広く納税者等に周知するため国税庁ホームページに掲載するとともに、印刷冊子については、庁職員採用活動での使用、国税モニターや関係民間団体への配布等で活用している。

なお、海外税務当局との国際会議での配付等を目的として、英語版も作成している。

《参考》 「国税庁レポート 2019」印刷部数（予定）

（日本語版）3,466 部 （英語版）761 部

(ニ) パンフレット「暮らしの税情報」等

最新の税の仕組みや各種手続等を分かりやすく紹介したパンフレット「暮らしの税情報」等を制作し、各署の窓口等に配置している。

《参考》 「暮らしの税情報」及びリーフレット印刷部数（予定）

55 万部、リーフレット 363 万部

(3) 広聴

イ 意見・要望等への対応

税務行政に対する国民のニーズを的確に把握するため、国民各層から当局の窓口や国税庁ホームページの「ご意見・ご要望」コーナー等に寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善に努めている。

また、税務行政に対する納税者等の理解の向上及び双方向の情報交換の推進を図るため、聴取した意見・要望等の状況や事務運営の改善を図ったものなどについて、国税庁ホームページで公表している。

□ 国税モニターの運営

全国で 354 名（令和元年度）を国税モニターとして委嘱しており、当局が実施している広報広聴施策等の取組を中心に意見・要望等を聴取し、施策の改善に反映させている。

(4) 報道

イ 報道発表

国税庁には 2 つの記者クラブがあり、両クラブに対して、申告状況・調査事績等の報道発表を随時行っている（資料 3、4）。

① 日刊紙、NHK、民放及び通信社が加盟する「国税庁記者クラブ」（社会部記者、東京局・関東信越局も担当）

② 専門紙（誌）が加盟する「国税記者クラブ（通称：国税潮見坂クラブ）」

□ 長官への記者クラブ共同インタビュー

例年、新長官就任時に就任インタビュー（イ①②に対して実施）、及び年末に新年号に向けたインタビュー（イ②に対して実施）をそれぞれ実施している。

※ 平成 29 年 7 月の長官就任時には、インタビューを行っていない。

ハ 国税庁記者クラブ所属記者への勉強会の実施

平成 28 事務年度から、国税庁記者クラブ（イ①）所属の記者に対し、勉強会

を実施（各事務方から説明）している。

(5) 国税広報の制作

庁局署の職員に対する情報提供手段として「国税広報」を作成し、庁・局の LAN ポータルサイトに掲示している。

広報広聴事務

広報広聴室

【税の啓発】

- ・租税教育
- ・税を考える週間 等

【広聴】

- ・意見・要望への対応
- ・国税モニターの運営 等

【報道】

- ・報道発表
- ・取材対応 等

【税知識の普及と向上】

各課(室)

○広く一般に周知するもの等

- ・庁ホームページの運営
- ・確定申告期広報
- ・政府広報の窓口 等

○事務運営上必要な個別広報

- ・制度周知リーフレットの作成
- ・庁ホームページ掲載資料の作成 等

広報媒体

- ・国税庁HP
- ・Web-TAX-TV
- ・YouTube
- ・Twitter
- ・メールマガジン

確定申告・税を考える週間

- | | |
|------------|---------|
| ・新聞 | ・ポスター |
| ・テレビ CM | ・ラジオ CM |
| ・インターネット広告 | 等 |

- ・国税庁レポート
- ・暮らしの税情報
- ・リーフレット

- ・租税教室
(出前教室)
- ・講演会

令和元年度番組制作について

1 新規制作番組（6番組、タイトルは仮称）

新規制作番組については、令和元事務年度の重要な課題となっている取組から選定することとしており、消費税の軽減税率制度に対応した区分経理や記帳方法等を紹介する番組など、新しい制度の周知を目的とした番組を制作する。

また、「国税査察官の仕事」については制作から10年が経過し、映像等に古さが見られるところ、局(所)・署における活用事例が多く、更新を要望する意見が寄せられていることから、最新の査察事例等を反映した番組を制作し、更なる活用を図る。

(1) 税務手続番組

- ① 消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド
- ② マイナポータルを活用した申告手続の簡便化（電子化）について
- ③ 電子帳簿保存法（近年の税制改正等を踏まえて）
- ④ 納付手段の紹介

(2) 取組紹介番組

- ⑤ 国税査察官の仕事
- ⑥ 経験者採用を希望する人へ先輩職員からのメッセージ

2 既存の番組の更新等（11番組）

既存の番組については、税務手続番組のうち、税制改正等により内容の変更が必要な番組について更新を行うこととし、特に、令和元年10月からの消費税率引上げに対応する番組を優先して更新する。

なお、番組の一部修正等で対応可能な場合は、該当画像を差し替える等により、既存番組を引き続き活用するなど経費の効果的使用に配意する。

(1) 税務手続番組

（消費税関係）

- ① 消費税の確定申告（一般課税）
- ② 消費税の確定申告（簡易課税）
- ③ 個人事業者の消費税（初めて課税事業者となる方へ）

※ その他、1番組について一部修正

（年末調整・法定調書関係）

- ④ 令和元年分法定調書の作成と提出方法

- ⑤ 令和元年分年末調整のしかた

（その他）

- ⑥ 不動産収入がある方の確定申告

- ⑦ e-Taxを使って源泉所得税を納付する方法を紹介

※ その他、3番組について一部修正

(2) 取組紹介番組

更新予定なし

報道発表等

1 国税庁記者クラブ（日刊紙等 14 社加盟）に対する報道発表

国税庁記者クラブに対する報道発表は、部長・課長クラスが出席して、年 20 回程度実施している。また、資料提供は、年 130 回程度行っている。

○ 国税庁記者クラブ加盟社

新聞社：朝日、毎日、読売、日経、産経、東京、日刊工業
通信社：共同、時事
放送局：NHK、日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビ、テレビ朝日

2 国税潮見坂クラブ（専門誌 8 社 9 誌加盟）に対する報道発表

国税潮見坂クラブに対する報道発表は、国税庁記者クラブ（日刊紙）への発表後、担当課の課長補佐クラスが出席して行っている。

○ 国税潮見坂クラブ加盟社（誌名）

(一財)大蔵財務協会（税のしるべ）
（株）税務研究会（税務通信）
〃
（株）税経（税と経営）
（株）ロータス 21 (T&A master)
（株）住宅新報社（住宅新報）
（株）エヌピ一通信社（納税通信）
（株）ぎょうせい（速報税理）
（株）中央経済社（経理情報）

3 記者クラブによる長官インタビュー

記者クラブによる長官インタビューは、次のとおり実施している。

- 長官就任インタビュー（前回 30 年 7 月） ····· 国税庁記者クラブ
- 長官就任インタビュー（前回 30 年 8 月） ····· 国税潮見坂クラブ
- 新年号向けのインタビュー（前回 30 年 12 月） ····· 国税潮見坂クラブ

国税庁記者クラブ（日刊紙）常駐記者一覧表

令和元年6月現在

社名	所属	氏名	加入年月日	備考
朝日新聞	社会部		29. 9. 14	
	〃		28. 5. 2	
毎日新聞	社会部		元. 5. 8	
読売新聞	社会部		30. 4. 1	
日本経済新聞	社会部		28. 4. 1	7月幹事社
産経新聞	社会部		29. 10. 12	
東京新聞	社会部		30. 2. 28	
	社会部		30. 8. 20	
N H K	社会部		30. 8. 2	
	〃		29. 8. 8	
	〃		31. 1. 28	
共同通信	社会部		30. 5. 1	7月幹事社
時事通信	社会部		31. 4. 22	
日本テレビ	社会部		30. 7. 10	
T B S	社会部		31. 4. 15	
フジテレビ	社会部		30. 4. 27	
テレビ朝日	社会部		30. 7. 20	
日刊工業	経済部		31. 4. 1	

※ 幹事社は月ごとに各社持ち回り。

国税潮見坂クラブ登録記者一覧

令和元年6月現在

誌名／会社	編集長	登録記者
税のしるべ		
(株)大蔵財務協会		
納税通信		
(株)エヌピー通信社		
税務通信		
(株)税務研究会		
経営財務		
(株)税務研究会		
速報税理		
(株)ぎょうせい		
税と経営		
(株)税 経		
経理情報		
(株)中央経済社		
住宅新報		
(株)住宅新報社		
T&A master		
(株)ロータス 21		

保存期間：3年
(2021事務年度末)
調整室

調整室事務の概要

調整室の事務は、財務省組織規則第405条第2項において、

- 一 国税庁の所掌事務に関する総合調整に関する事務のうち特に重要な個別事項についての調整すること。
- 二 国税庁の所掌事務に関する陳情に関すること。

とされており、具体的には次に掲げる事務を行っている。

1 国税庁の所掌事務に関する各種団体からの陳情等への対応

(1) 陳情等の状況

平成30事務年度に調整室が各種団体から陳情等を受けた件数は14件（前事務年度16件）であり、その内容は、税務行政全般に対する陳情及び個別案件に対する抗議・陳情である。

(2) 警察庁主催研修への参加

警察庁が定期的に主催する「行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議」及び「行政対象暴力対策関係省庁等研修」に参加している。

2 人権問題に関する事務

国税専門官基礎研修等において、同和問題をはじめとする人権啓発研修の講師を担当するほか、法務省が主催する「人権に関する国家公務員等研修会」及び財務省が主催する「人権問題に関する職員研修会」に参加している。

（参考）

各国税局（所）においては、各局署の実情に応じて人権啓発研修を開催するほか、法務局が主催する「えせ同和対策関係機関連絡会」等に参加し、意見交換を行っている。

3 労働関係の事例研究

内閣人事局が主催する「労務管理研究会」等に参加し、労務問題に関する情報収集を行っている。

保存期間：3年
(令和3事務年度末)
監督評価官室

監督評価事務の概要

1 所掌事務等

(1) 所掌事務

監督評価官室の所掌事務は、次の2つに区分される。

- ① 国税庁の所掌事務の監察（実績の評価に関する事務を除く。）に関すること
- ② 実績の評価に関する事務の実施に関すること

（注）①は、更に「監督事務」と「行政文書等の事務監察」に区分される。

(2) 体制

監督評価官室は、庁長官官房総務課に置かれている。

また、主に局及び署を対象に事務監察を行う組織である派遣監督評価官等は、庁に属する監督評価官等の身分のまま各局に恒常的に派遣（常駐派遣）するという制度を採っている。

(3) 令和元事務年度における監督事務運営

① 基本的な考え方

令和元事務年度における監督事務については、長官特命特別監督及び行政文書等の事務監察の充実を基本としつつ、新たに発生した課題にも機動的に対応するなど、効果的・効率的な運営に取り組む。

② 運営体制

監督評価官室は、国税庁の職員として各国税局に派遣する派遣制度を取り、特別監督のほか、計画的・機動的な一般監督による事務監察を通じて国税庁の所掌事務の改善に取り組んでいるところ、限られた人員を効果的・効率的に活用する観点から、全国の派遣監督評価官室を東京派遣及び大阪派遣を中心として東西2ブロックに分けた合同運営を実施する。

（注）配置人員が室長を含め3人の地方派遣では、特別監督に優先的に事務量を投下せざるを得ず、弾力的かつ機動的な対応ができていない状況がみられたため、派遣間の事務量の適正配分等を目的として平成27事務年度から、ブロック内の派遣が合同で局署の事務監察を実施する運営体制を採っている。

【運営体制】

	東ブロック							西ブロック				
派遣名	札幌	仙台	関信	東京	金沢	沖縄	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	熊本

2 事務の概要

(1) 監督事務

イ 長官特命特別監督

長官から命を受けたテーマについて実施する事務監察である。

	令和元事務年度	平成30事務年度
テーマ	「情報共有の現状と課題」	「署の相談・窓口事務の現状と課題」

(注) 令和元事務年度のテーマについては、平成31年4月3日付で長官から局長、次長から庁内各課長あて実施する旨を通知している。

ロ 行政文書等の事務監察・計画的一般監督（行政文書等の管理状況等）

行政文書等の事務監察は、行政文書等について、①訓令等に従った管理・取扱いが適切に行われているか、②把握した手続誤りや発生した不適切事案等に対する対応策が適切に講じられているかといった観点から、書面監査を基本として毎年度1回実施しており、その結果を、総括文書管理者である次長に報告している。

なお、「行政文書等の事務監察」の補完として、計画的一般監督（行政文書等の管理状況等）により、無予告等による事務監察を実施している。

(注) 行政文書等の事務監察は、「国税庁行政文書管理規則」（平成23年国税庁訓令第1号）における行政文書の管理状況の監査（監査責任者は公文書監理室長、事務所掌は庁総務課文書第一係。）と内容が共通することから、一部の監督評価官等を庁総務課（文書係）へ併任させて行政文書の管理状況の監査を兼ねて実施する。

ハ 計画的一般監督（ブロック共通）

派遣監督評価官室長の判断により、東西ブロックごとにブロック共通テーマを設けて、各局の事務運営等を客観的見地から検討するために実施する事務監察である。

	令和元事務年度	平成30事務年度
東ブロック 共通テーマ	「再任用職員の能力活用の現状と課題」	「非常勤職員に係る事務運営の現状と課題」
西ブロック 共通テーマ	「情報管理の現状と課題」 ～職員意識の向上を目指して～	「職場研修の現状と課題」

ニ 機動的一般監督

派遣監督評価官室長の判断により、派遣先局において、速やかな対応が必要な課題等を把握した場合に実施する事務監察である。

(2) 実績の評価の実施事務等

イ 実績の評価の実施事務

国税庁の実績の評価については、中央省庁等改革基本法の規定に基づき実施することとされている。

実績の評価の実施に当たっては、事務年度開始前の6月末を目途に実施計画を策定・公表し、事務年度終了後、10月末を目途に評価書を作成・公表している。

実施計画及び評価書の作成・公表手続等については次のとおりである。

(イ) 実施計画、評価書とともに、「実績の評価に関する庁連絡会」の審議を経て、庁案を本省政策評価室に提出する。

(ロ) 本省政策評価室における審査後、「財務省政策評価委員会」及び「財務省政策評価懇談会」の審議を経て、大臣決裁後、財務省ホームページで公表する。

※ 令和元事務年度の実績目標等の体系図は、別紙1のとおり。

【参考】

1. 中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号

府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

2. 財務省政策評価懇談会

財務省政策評価懇談会は、年3回（10月・3月・6月）開催されており、国税庁側出席者は原則、長官、審議官、監督評価官室長である。

また、政策評価懇談会の委員は、別紙2のとおり。

なお、平成30事務年度においては、平成30年6月に開催予定であった「第63回政策評価懇談会」が、諸般の事情により平成30年8月開催となつたため、年4回の開催となつた。

令和元事務年度「財務省政策評価懇談会」の開催予定

開催日	審議事項	参考（平成30事務年度開催実績）
令和元年10月中旬	(庁) 平成30事務年度実績評価書	平成30年10月10日
令和2年3月中旬	(省) 令和2年度実施計画	平成31年3月12日
令和2年6月中旬	(省) 平成31年度政策評価書 (庁) 令和2事務年度実施計画	令和元年6月24日

口 E B P M関係事務

平成29年5月の「統計改革推進会議」の最終取りまとめにおいて、「今後、統計等を積極的に利用して、証拠に基づく政策立案（E B P M : Evidence - Based - Policy - Making）を推進する必要がある。」とされ、①実証的共同研究を通じたE B P Mの推進、②各府省におけるE B P Mの浸透・徹底、③「E B P M推進委員会」の設置、④政策評価における取組によるE B P Mの実践を進めることが示された。

(イ) E B P M関係事務の窓口等

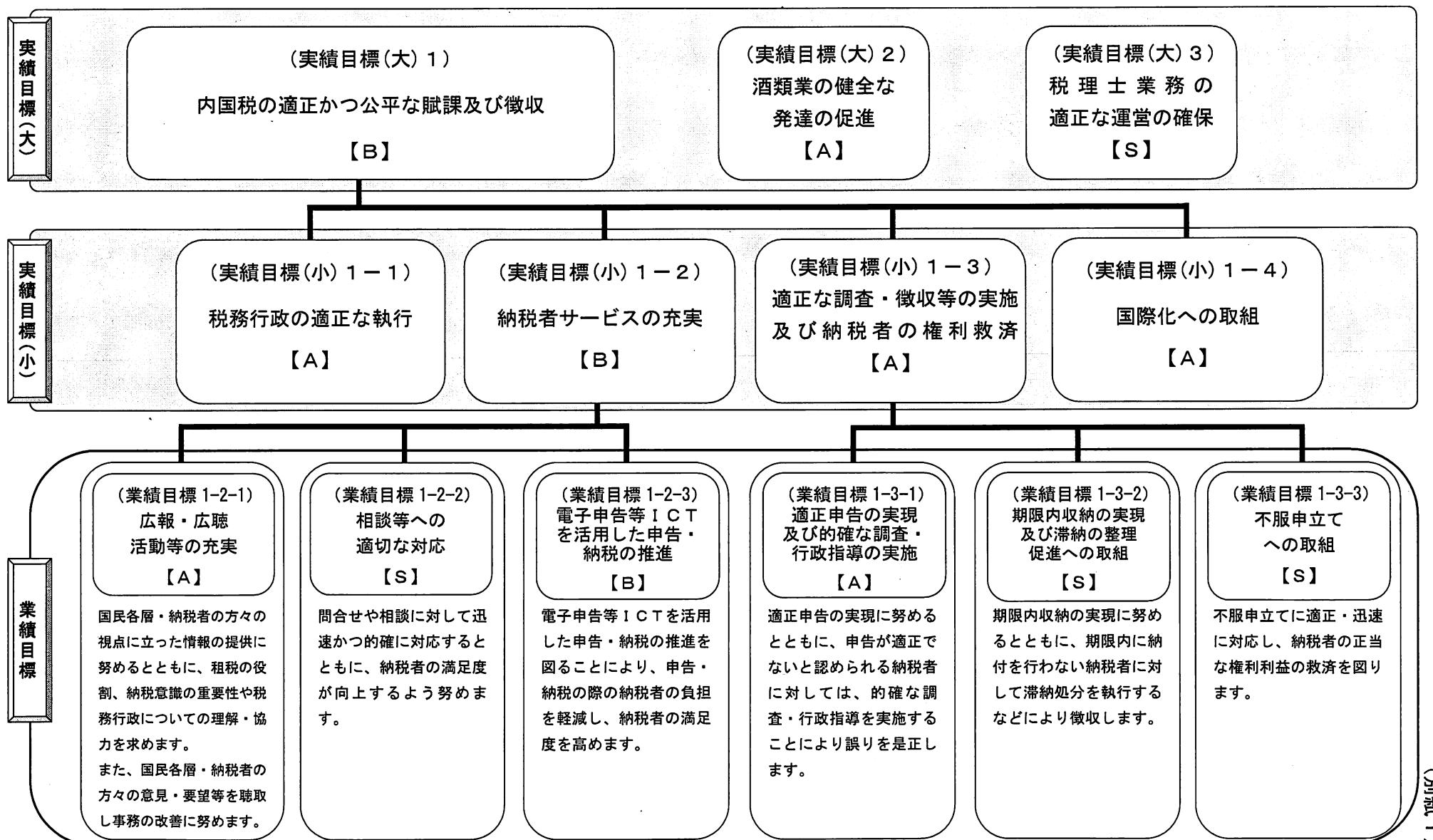
財務省においては、文書課政策評価室内に設置された「政策分析調整室」がE B P M関係事務の取りまとめを行うこととなったことから、国税庁においては政策（実績）評価と併せて当室が担当している。

また、関係府省からのE B P Mの実践に係る取組の依頼については、庁内関係課と調整の上、政策分析調整室と連携して対応している。

(ロ) 実績の評価への反映

平成29年5月の「統計改革推進会議」において、E B P Mの実践を進めるとされていることを受け、実施計画の策定に当たっては、指標の定量化に向けた検討を行うほか、定性的評価を行うものについても定量的な側面から評価を裏付けることのできるよう、参考指標の設定を検討することとしている。

令和元事務年度 実績目標等の体系図



(別紙2)

「財務省政策評価懇談会」委員

(令和元年6月24日現在)

氏名	役職等
秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージングディレクター (30.7.27 財務省参与)
秋山 咲恵	株式会社サキヨーポレーション ファウンダー
伊藤 元重	学習院大学 国際社会科学部 教授
江川 雅子	一橋大学 大学院経営管理研究科 教授
幸田 真音	作家
小林 喜光	株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役会長
角 和夫	阪急電鉄株式会社 代表取締役会長
田中 直毅	国際公共政策研究センター 理事長
田辺 国昭	東京大学 大学院法学政治学研究科 教授
富山 和彦	株式会社経営共創基盤 代表取締役CEO
山本 清	鎌倉女子大学 教授、東京大学 客員教授
(座長) 吉野 直行	慶應義塾大学 名誉教授

以上 12名 (敬称略、五十音順)